

## 第57回穴粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年2月26日（水曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 会 2月26日 午前9時30分宣告（第1日）

### 議事日程

- |        |            |                                  |
|--------|------------|----------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |                                  |
| 日程第 2  | 会期の決定      |                                  |
| 日程第 3  | 第 1号議案     | 穴粟市空き家等の対策に関する条例の制定について          |
| 日程第 4  | 第 2号議案     | 穴粟市産業立地促進条例の全部改正について             |
| 日程第 5  | 第 3号議案     | 穴粟市職員定数条例の一部改正について               |
| 日程第 6  | 第 4号議案     | 穴粟市情報公開条例及び穴粟市個人情報保護条例の一部改正について  |
| 日程第 7  | 第 5号議案     | 穴粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について      |
| 日程第 8  | 第 6号議案     | 穴粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正について          |
| 日程第 9  | 第 40号議案    | 穴粟市福祉医療費助成条例の一部改正について            |
|        | 第 41号議案    | 穴粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について    |
| 日程第 10 | 第 7号議案     | 穴粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について     |
| 日程第 11 | 第 8号議案     | 穴粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について          |
| 日程第 12 | 第 9号議案     | 穴粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について   |
| 日程第 13 | 第 10号議案    | 穴粟市営住宅条例の一部改正について                |
| 日程第 14 | 第 11号議案    | 穴粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について       |
|        | 第 12号議案    | 穴粟市下水道条例及び穴粟市生活排水処理施設条例の一部改正について |

|         |         |   |
|---------|---------|---|
|         | 第 13号議案 | 宍粟市水道事業給水条例の一部改正について                      |
| 日程第 1 5 | 第 14号議案 | 宍粟市立学校設置条例の一部改正について                       |
|         | 第 15号議案 | 宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例の一部改正について             |
|         | 第 16号議案 | 宍粟市社会教育委員条例の一部改正について                      |
| 日程第 1 6 | 第 17号議案 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について |
| 日程第 1 7 | 第 18号議案 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                   |
| 日程第 1 8 | 第 19号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について                         |
|         | 第 20号議案 | 辺地に係る総合整備計画の策定について                        |
| 日程第 1 9 | 第 21号議案 | 債権の放棄について                                 |
| 日程第 2 0 | 第 22号議案 | 平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて            |
|         | 第 23号議案 | 平成26年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について      |
| 日程第 2 1 | 第 24号議案 | 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）                    |
|         | 第 25号議案 | 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）            |
|         | 第 26号議案 | 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）              |
|         | 第 27号議案 | 平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）              |
|         | 第 28号議案 | 平成25年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）               |
| 日程第 2 2 | 第 29号議案 | 平成26年度宍粟市一般会計予算                           |
|         | 第 30号議案 | 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算                   |
|         | 第 31号議案 | 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算                  |
|         | 第 32号議案 | 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算                      |
|         | 第 33号議案 | 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算                  |
|         | 第 34号議案 | 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計予算                     |
|         | 第 35号議案 | 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計予算                      |
|         | 第 36号議案 | 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算                   |

- 第 37号議案 平成26年度宍粟市水道事業特別会計予算
- 第 38号議案 平成26年度宍粟市病院事業特別会計予算
- 第 39号議案 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 1号議案 宍粟市空き家等の対策に関する条例の制定について
- 日程第 4 第 2号議案 宍粟市産業立地促進条例の全部改正について
- 日程第 5 第 3号議案 宍粟市職員定数条例の一部改正について
- 日程第 6 第 4号議案 宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 7 第 5号議案 宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正について
- 日程第 8 第 6号議案 宍粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正について
- 日程第 9 第 40号議案 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について
- 第 41号議案 宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 第 7号議案 宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 第 8号議案 宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正について
- 日程第 12 第 9号議案 宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について
- 日程第 13 第 10号議案 宍粟市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 14 第 11号議案 宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 12号議案 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部改正について
- 第 13号議案 宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 15 第 14号議案 宍粟市立学校設置条例の一部改正について
- 第 15号議案 宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例の一部改正について

|         |         |   |
|---------|---------|---|
|         | 第 16号議案 | 宍粟市社会教育委員条例の一部改正について                      |
| 日程第 1 6 | 第 17号議案 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について |
| 日程第 1 7 | 第 18号議案 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                   |
| 日程第 1 8 | 第 19号議案 | 過疎地域自立促進計画の変更について                         |
|         | 第 20号議案 | 辺地に係る総合整備計画の策定について                        |
| 日程第 1 9 | 第 21号議案 | 債権の放棄について                                 |
| 日程第 2 0 | 第 22号議案 | 平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについて            |
|         | 第 23号議案 | 平成26年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について      |
| 日程第 2 1 | 第 24号議案 | 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）                    |
|         | 第 25号議案 | 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）            |
|         | 第 26号議案 | 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）              |
|         | 第 27号議案 | 平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）              |
|         | 第 28号議案 | 平成25年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）               |
| 日程第 2 2 | 第 29号議案 | 平成26年度宍粟市一般会計予算                           |
|         | 第 30号議案 | 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算                   |
|         | 第 31号議案 | 平成26年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算                  |
|         | 第 32号議案 | 平成26年度宍粟市鷹巣診療所特別会計予算                      |
|         | 第 33号議案 | 平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算                  |
|         | 第 34号議案 | 平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計予算                     |
|         | 第 35号議案 | 平成26年度宍粟市下水道事業特別会計予算                      |
|         | 第 36号議案 | 平成26年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算                   |
|         | 第 37号議案 | 平成26年度宍粟市水道事業特別会計予算                       |
|         | 第 38号議案 | 平成26年度宍粟市病院事業特別会計予算                       |
|         | 第 39号議案 | 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計予算                     |

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 8 名 )

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員   | 2 番 稲 田 常 実 議 員   |
| 3 番 飯 田 吉 則 議 員   | 4 番 大 畑 利 明 議 員   |
| 5 番 小 林 健 志 議 員   | 6 番 伊 藤 一 郎 議 員   |
| 7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 | 8 番 西 本 諭 議 員     |
| 9 番 秋 田 裕 三 議 員   | 1 0 番 藤 原 正 憲 議 員 |
| 1 1 番 東 豊 俊 議 員   | 1 2 番 福 嶋 齊 議 員   |
| 1 3 番 岡 前 治 生 議 員 | 1 4 番 山 下 由 美 議 員 |
| 1 5 番 林 克 治 議 員   | 1 6 番 実 友 勉 議 員   |
| 1 7 番 高 山 政 信 議 員 | 1 8 番 岸 本 義 明 議 員 |

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 事 務 局 長 中 村 司 君 | 書 記 宮 崎 一 也 君 |
| 書 記 清 水 圭 子 君   | 書 記 原 田 涉 君   |

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 市 長 福 元 晶 三 君      | 副 市 長 清 水 弘 和 君     |
| 教 育 長 西 岡 章 寿 君    | 参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君 |
| 参事兼土木部長 平 野 安 雄 君  | 会 計 管 理 者 杉 尾 克 君   |
| 一宮市民局長 秋 武 賢 是 君   | 波賀市民局長 西 川 龍 君      |
| 千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君   | まちづくり推進部長 西 山 大 作 君 |
| 市民生活部長 岸 本 年 生 君   | 健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君    |
| 産 業 部 長 前 川 計 雄 君  | 農業委員会事務局長 前 田 正 明 君 |
| 水 道 部 長 船 引 英 示 君  | 教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君 |
| 総合病院事務部長 広 本 栄 三 君 |                     |

(午前 9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆さん、おはようございます。

平成26年3月定例会を開会しますにあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は議会の皆さん、そして市長はじめ当局の皆様方、御健勝にて御参集いただきまして、第57回宍粟市議会定例会を開会することができますこと、非常に市政発展のために大変喜ばしいことと存じ上げます。

本定例会には、補正予算、条例改正、そして新年度の予算とたくさん重要な議案が提案されております。慎重な審議をお願いする次第でございます。

市の将来を見据えた上で、今何が必要なのか、何をすべきなのかを的確に、そして迅速に判断して対応していく、このリーダーシップは首長さんのみならず、この二元代表制を担う議会にも課せられた大きな重要な使命だというふうに感じております。

議員各位には、この議会のいわゆる監視機能とか批判機能、そういったものを十分に発揮しつつ、適切な審議をお願いすると同時に、一歩進んで市民の皆さんが元氣な新年度を、躍動する新年度を迎えることができますように、そういうことに繋がる行政を前向きに機能させる具体的、建設的な提言もあわせて皆さんによろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、簡単ですが、開会の挨拶といたします。

それでは、市長、挨拶をお願いいたします。

市長(福元晶三君) おはようございます。

本日、第57回宍粟市議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、去る2月9日、宍粟市駅伝大会が開催をされました。開会に先立ちまして平成25年度スポーツ功労賞の表彰式が行われたところであります。

今年は、全日本バレーボール小学生大会において、見事全国3位となった山崎ジュニアバレーボールクラブでありますとか、全国ジュニアオリンピックカップ水泳大会において、100メートルの自由形で見事6位に入賞された山崎西中の野口君をはじめ二つの団体と15人にスポーツ功労賞が伝達されたところであります。

ちょうど、この大会の2日前にソチオリンピックが開幕され、先日、17日間にわたって閉じたところでありますが、世界中がオリンピックの熱気に包まれたところであります。

その中で、7度目のオリンピックにおいて念願の銀メダルを手にした葛西選手や、震災を乗り越えて見事金メダルに輝いた羽生選手、惜しくもメダルを取ることはできませんでしたが、フリーで最高の演技を見せてくれた浅田選手など、多くの選手たちが私たちに夢と勇気と感動を与えてくれました。

たとえメダルに手が届かなくても、挑戦することのすばらしさ、ひたむきに努力を続けることが多くの人々に生きる力をもたらしてくれたものと思います。そして一人一人がそれぞれの目標に向かってチャレンジする、このことこそ、我がふるさと宍粟にこれからの向かう姿であると、そのように思ったところであります。

今回、スポーツ功労賞を授与された皆さんが、これからさらに努力と研さんを重ねられ、6年後の東京オリンピックで活躍されることを願いつつ、若者が夢を持つことができるまちづくりに向けて、さらに私自身も心を新たにしたいところでございます。

さて、本定例会におきましては、平成26年度予算、平成25年度一般会計補正予算、空き家等の対策に関する条例、産業立地促進条例の全部改正、上下水道に関する条例の改正など、41の議案を上程しておりますが、いずれも宍粟市の将来像の実現に向けた重要な案件でありますので、慎重に御審議を賜り、原案に御賛同賜りますことを心よりお願い申し上げます。

平成26年度の施政方針並びに予算案につきましては、後ほど詳しく御説明申し上げますが、昨年5月の就任時に私がお示しをしておりました公約を実現していく上で、市民の皆さんと一体となって、スピード感を持って実行することを念頭に予算編成を行っております。

議員各位におかれましては、格別の御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） ただいまより、第57回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成25年度財政援助団体報告書、及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書

が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書・写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案41件が提出されております。

これで報告を終わり、日程に入りますが、その前に、本日、たくさんの先ほど言いましたように41件もの議案が上程されておまして、それに対してたくさんの質問が通告されております。通告に基づき発言の許可をしますが、自分の所属する委員会で付託議案として審議できるものについては、細部についての質問はできるだけ避けて、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（岸本義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

9番、秋田裕三議員、10番、藤原正憲議員、以上、よろしくお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長（岸本義明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より3月25日までの28日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月25日までの28日間に決定しました。

#### 日程第3 第1号議案

議長（岸本義明君） 日程第3、第1号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第1号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

少子高齢化、過疎化が進む中、全国的に空き家は増加傾向にあり、地域コミュニ



ティの衰退などが危惧されておるところであります。

また、当市におきましても同様に、年々空き家が増加しております。このような空き家につきまして、危険な状態の空き家への対策と、利活用できる空き家の有効活用を検討するため、昨年、各自治会の協力のもと、市内の空き家等の状況調査を行ったところであります。

その結果、常時居住されていないと思われる物件として1,211件の報告がありました。その内訳として、今のままで再利用可能な空き家が525件、ある程度修理することで再利用可能な空き家が405件、再利用できないが危険性はない空き家が173件、傷みが激しく取り壊しが必要な空き家が108件という報告を受けております。

このような状況の中、空き家等については所有者が適切に管理することを基本原則としつつ、市、その所有者、事業者及び自治組織が連携をして、適正な管理を行い、交流と定住促進のための資源として有効活用できるようにするため、宍粟市空き家等の対策に関する条例を制定するものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） 空き家条例について質疑を行いたいと思います。

空き家条例につきましては、私も思い入れがございますので、4点にわたって質疑をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目は、空き家の認定台帳に搭載されまして指導、勧告、そして命令、代執行に進んでいきますけれども、その時々 of 明確な判定基準は定めてありますでしょうか、お尋ねします。

そして、2点目、空き家の持ち主を認定する場合、税務課の情報とかを得る必要があるかもわかりませんが、個人情報保護法の観点から、これは可能でしょうかということをお聞きします。

そして、3点目が持ち主がたとえ特定できない場合のケースをどうしたらいいのかということをお聞きします。

そして、4点目は、管理不全によって措置命令、取り壊しとかの命令が出た場合、その持ち主に補助する、そういう制度はあるのかなのか、お聞きしたいと思いま

す。

以上です。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） それでは、西本議員、大きく4点今御質問をいただきましたので、概要をお答えさせていただきます。

まず、明確な危険空き家のいわゆる判定の基準、これが現在策定されておるかということでございますけども、この判定をする基準といいますのは、非常に専門的な見地から判断をするという必要がございます。現在のところは、明確な判定基準はまだ策定はしておりません。この条例施行の6月末までしばらく時間をいただくということで提案をさせていただいておりますので、そのことも含めて6月末までには明確な基準を策定して、危険空き家に対応するというようなことをお願いしたいと思います。

それから、御指摘のありました個人情報の観点で、これは私たちも非常に苦慮するところもあるわけなんですけども、御指摘のとおり個人情報の保護、その観点から情報提供にある程度制限がかかるということは今の法律上も乗り越えられないという状況であります。

対応といたしましては、この条例の11条あるいは20条に規定をさせていただいておりますとおり、自治組織を中心に情報提供をお願いする、あるいは関係の行政機関等連携のもとに必要な協力を要請ということもございますので、ここで何とか情報をまず得ていきたいというふうに思っております。

最終的には、持ち主が特定不能の場合、この場合に非常に緊急措置が必要だということにつきましては、行政が対応をするということにしております。費用の徴収等については、持ち主が明らかになり次第、請求をさせていただくということになるかと思っております。

それから、危険空き家を取り壊した場合の助成制度、このことにつきましては、兵庫県の平成26年度の主要施策の中にも、この助成制度を設けようということが盛り込まれておることは議員御承知のとおりだというふうに思っております。これの一つの絶対的条件は、指導あるいは助言を行った空き家が対象になるということになっておりますので、この条例を早急に制定をお願いしたいと。根拠はこの条例の中にありますので、今回提案させていただいております。

今後、市の事業決定、これの詳細を得まして、市といたしましても政策決定を行

った上で、なるべく早く方向性の決定をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 8番、西本 諭議員。

8番（西本 諭君） 6月施行までにあらゆる準備をしていただいて、空き家を適正に管理できるようなことをお願いしたいということで、以上で終わります。

議長（岸本義明君） 続いて、4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 続きまして、空き家等の対策に関する条例につきまして質疑をしたいと思います。

私は、担当委員会に所属しておりますので、ふだん委員会にお見えにならない市長の見解を少し伺いたいなというふうに思います。

先ほどもありましたけども、まず、私は2点に大きく分けまして質疑をしたいんですが、一つは危険空き家対策、いわゆる老朽空き家に対する対策の問題、それから、もう1点は空き家の利活用対策ということで御質問させていただきたいんですが、先ほども答弁ありましたように、兵庫県が2014年度から倒壊の危険や、あるいは防犯面での課題のある空き家対策として、市町が助成制度を定めることを条件に、一定の負担をするということが発表されました。

先ほどは指導助言という文言で対応できるという答弁がございましたが、私はそれでいいのかどうか、ちょっと疑問に感じておりますし、明らかに条例の中に市も助成する制度を設ける必要があるんじゃないかということを考えておりますので、再度その辺についての見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点は、利活用の方向でございますが、3条の基本理念にすばらしいことが書いてございまして、空き家等が地域の活性化の有効な資源として捉えていくと。あるいはまた、平成26年度の施政方針の中にも交流あるいは定住人口の増加の観点から空き家の積極的活用を図っていくというふうに、空き家をこのまちの定住あるいは人口増の重要な資源として捉えるんだということが書いてございますが、そのような具体的な施策あるいは実現の方策に導くような内容がどのように定められているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それと、もう1点、3条の基本理念に、老朽あるいは空き家の利活用を進めていくために、自治会あるいは事業者、そういうところとも連携をとりながら進めるというふうに書いてございますが、自治会あるいは事業者の協力体制が十分とれているのか、その大きく三つについてお答えをいただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 3点の御質問であります、大きく1点目のいわゆる危険空き家の有効活用を含めて、あるいは市町の助成制度、このことではありますが、今回の条例については、ある意味の市の考え方、理念を定めていくという方向の中の条例が趣旨でありまして、今後6月に向けまして規則、要綱等を定める中で一定の助成制度を設けていきたいと、このように考えております。

2点目の有効な資源であります、具体的な方策もということではありますが、基本的には私は先ほど申し上げた全体の件数の中でああいう状況でありますので、利活用できるものについては有効な資源と捉えておりまして、今後、後ほどいろいろ御提案を申し上げるところではありますが、ある意味のこれからの産業立地でありますとか、あるいは若者の定着、あるいは農業・林業の振興、そういった大きなところも含めて利活用できればなあと、こう考えておりまして、今後いろんな形で御意見をいただく中で、より具体的な方策を探っていきたいと、このように思っております。

いずれにしても、方向としては定着する人口、こういったことの増加を目指して検討を加えていきたいと、このように考えております。

なおまた、全体的に3点の御質問にありましたとおり、今後この条例を制定していただくことによって、市民やいろんな事業者を含めて参画協働の中で、より具体的な方向へ進めていきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） これから具体的な中身をとということで、この条例がそういう雰囲気これから醸し出すんだというような、そういうような御答弁だったかと思うんです。私は、これまでも何回かお話ししているんですが、やっぱり条例の中に具体的なことは規則に委任するというふうに書いてございますし、そういうふうに言っておきながら規則がないというような、ちょっと条例提案としては私は不備じゃないかなというふうに考えております。

それで、昨日の朝日新聞にも近隣の市町の状況が出ておりましたが、やはり老朽の危険家屋対策についても、今、多くのまちで助成制度というのを独自に設けているのが流れたというふうに思います。代執行という新たな取り組みの提起がございまして、なかなか進まないというのが全国的情勢のように伺っておりますので、是非早急にこういう県の助成制度プラス市の助成制度も考えていくべきではないかなというふうに思います。

それと、利活用の問題についても、まだ具体的でないようでございますが、先ほど条例提案のときに数字のお話が出ましたが、約1,200の基礎調査の中で、利活用が可能な住宅がおよそ75%以上あると。これだけの多くの活用資源がありながら、まだ具体的に定まっていないのはちょっと腑に落ちないので、これらについても本当に積極的に考えていただきたいというふうに思います。

それと、私のもう一つ気になるところは、責務の条項がたくさん出ております。自治組織でありますとか、事業者、そういうところに対する責務というのは非常になじまないのではないかなというふうに私思ひまして、やはりそういう危険状態をいち早く発見したり、あるいは利活用についての協力を一緒に求めていくという、協力をお願いをするという立場でないかなというふうに思いますので、なぜこの責務が使っているのかというのをもう一度御答弁いただきたいというふうに思います。議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） お答えいたします。

御指摘ありました危険空き家、この対策につきましては、先ほど私が説明不足だったかもわからないのですが、指導・助言で対応できるということ、これがまず県の助成を受ける第1の条件だということで、市が公費を投入するならば、当然要綱等の整備は必要やというふうなことで認識をしております。

それと、あわせまして先ほど言いましたように、今空き家対策につきましては、国のほうも特別措置法、あるいは県のほうも大きな動きがあるということで、非常に目まぐるしく動いております。この動きに対してタイムリーに対応するということが行政の役目かなというふうに思っておりますので、なるべく早く政策決定のほうもさせていただきたいというふうに思っております。

それから、責務という表現でございます。これ例規を作成する上で非常に専門的な用語といたしますか、そういう考え方もございまして、あくまでも文書の内容は努力をお願いするというような内容でお願いをしております。ちょっと専門的になるわけではありますが、この責務、通常は使いなれない表現なんですけども、行政法、この分野で法律によく登場するというような表現になっております。公的な制度や事業を行うこと、国、地方公共団体、その他の特定の団体などがその役割を責務というふうに規定することが法令上、執務上は多いというような扱いになっております。

もう一方、義務という表現もあるんですけども、義務につきましては具体的な行

為でなく、抽象的・総合的な政策的行為であると言えますが、義務のように違反がある、あるいは罰則規定をと、そういうものではございません。あくまでもこの表現は市民の方、事業者の方に努力をお願いするというような表現で理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 最後にいたします。また委員会で細かいことはお伺いしますが、この場での確認といたしまして、先ほど県の助成を受けるために、条例上は指導・助言という文言にして、具体的には要綱の整備を行うという御回答だったかと思いますが、その確認と、もう1点は、その要綱の中に市の独自の助成制度も設けるというふうにおっしゃったかどうか、確認をさせてください。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 先ほど来出ておりますとおり、県の要綱が整備され次第、市としてその要綱にのっとった形で空き家の対策、危険空き家に対応するかどうか。これにつきましては、政策的な決定を含めて、今のところ対応するのであれば、条例の趣旨に基づいて要綱で対応できるのではないかというふうに判断をしております。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 先ほど回答しましたように、県の要綱を見まして、その内容によって市が補完すべきものが当然出てくると思います。そういった点を検討しながら今後作成をしたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。本議案も私も所属します総務文教常任委員会の付託案件なので、簡単にさせていただきます。

3点、お伺いします。

まず、パブリックコメントの期間短縮についてです。

自治基本条例に定められている市民参画の代表的な手法として、パブリックコメントを位置づけているわけですが、このことは30日間以上という規定を設けております。ただし、今回、20日間に短縮しております。その理由を明確にお答えください。

次に、2点目、市役所内の内部調整について。

この条例は、まちづくり推進課が所管しておりますが、内容的に見ますと、土木

部、来年度からは建設部ですね、環境の面では市民生活部、観光、定住促進であるとか、交流人口増ということであれば、来年度以降産業部とのかかわりが出てくると思います。こういったいろいろ部にまたがる重要な条例であると思いますけれども、これまでこの条例案作成までにどのような協議が内部でされているか、お答えください。

3点目、空き家調査との関係についてです。

先ほど提案理由の説明の中にもありましたけども、空き家調査をして、それのもとに条例がつくられていると思いますけども、先ほど大畑議員の質問の中にもありましたけども、再利用もしくは修繕して使える利活用できる空き家が75%ということですので。そういったデータを収集したわけですので、それに基づいてこの条例が作成されていると思いますけども、実際にどのようにその調査の結果を分析されたのか、その3点についてお伺いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 大きく3点御質問をいただきました。

まず、1点目、パブリックコメントの期間が20日間に短縮を今回させていただきますのは、なぜかということでございます。

まず、自治基本条例の趣旨にのっとりまして、今回空き家につきましてはそれぞれ個人の所有ということがございますので、当然のことながらパブリックコメントに付させていただきます。提案いただいたとおり、30日を基本とするということで、それを下回る場合には公表の際に意見を付して公表するというところでございますので、今回パブリックコメントに出させていただきます募集期間の中で、朗読させていただきますと、「宍粟市パブリックコメント実施要項第6条は、30日間であるが、この条例は安全かつ安心な生活環境の確保を初めとし、市民の生命・財産への影響もあることから、早期の制定を目指すために10日間短縮し、20日間といたしました」。こういうことで、市民の方をお願いをいたしておるところであります。

今回、通常でありますと、ホームページあるいはしーたん通信、しそうチャンネル等で皆さんの御意見を伺うということでございますけども、特に今回、自治会長方にもいろいろと情報提供なり御努力をいただくということもございまして、これと同時に全自治会長さんに文書で御案内も差し上げたところでございます。結果といたしましては、6名の方、件数で18件のパブリックのコメントをいただいております。内容的には、条例に反映させるといいますか、そういう根本的な内容はご

ございませんでした。反映済みのもの、あるいは今後の参考意見、あるいは質問等が主な内容でありました。内容につきましてはホームページで公表しておりますので、御確認をいただきたいと思います。

それから、市役所内の調整につきまして、まず、土木部都市整備課ですけども、それと市民生活部生活衛生課、企画総務部の総務課、それぞれ協議しながら素案づくりを進めてきております。特に建築基準法及び道路法とのかかわりでは土木部、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係では市民生活部、民法、地方自治法、行政代執行法等の関係は企画総務部とそれぞれこれまで協議を重ねてきております。

なお、今後の取り組みといたしまして、平成26年度に具体化を計画しております。農業との連携、就農、定住前の田舎暮らし体験、こういう取り組みも進めたいというふうに思っておりますので、あわせて産業部とも調整を現在既に進めておるところでございます。

それから、空き家の調査に関しましては、利活用できる数、それと危険な数、この数をもとに今後の取り組みの一つの大きな参考として今動きかけておるところでございます。課題を整理する中で大きくいいますと、今回言いましたように、まず調査でどれぐらいの数があるのかなど、それから空き家増加の理由、放置された場合のそれぞれどんな影響があるのか、それから改善、対応に対するそれぞれの課題等々について整理をしながら条例書きの内容、それと今後の取り組みについて、今検討をしており、大きく参考にしておるところでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） パブリックコメントの短縮期間の説明については、ホームページ等で私も見ているんですけども、通常のほかのパブリックコメントを見ても30日間あっても、それほどの件数が出てきていないと思うんですね。つまりこの条例、手続にふだんとは違う手続を踏んだのかもしれないけども、市民の関心の高さというのがあると思うんです。20日間に短縮したその理由が早期制定を目指すからというふうにおっしゃってますけども、ではなぜ10日間早く仕事をやってからパブコメに付せなかったのか、その点についてはちょっと理解に苦しみますので、もう一度お答えいただきたいと思います。

あと、調整について、土木、それからいろいろな部署と内部調整していただいたということはわかりました。ただ、やはりその内容をお聞きしますと、利活用ではなくて、危険空き家の除去とか、そういったところの対策に重点が置かれているよ



うに思います。もう一度その点、御見解をお伺いします。

あと、空き家の調査のことに関してですけれども、調査によって利活用できる空き家が75%あったというデータをもとに条例はつくられていると思うんですけれども、もう一度その利活用について、どういったことを考えているのか、その3点、これで終わりにしますので、お願いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） まず1点目、先ほど申しましたように、パブリックコメントを早く皆さんの御意見を聞く、20日間で切り上げさせていただいたということにつきましては、正直申し上げて、これまでいろいろと関係部署との協議、いろんな初めての課題でありますので、協議に若干時間も要したということと、どうしても市民の方々に今言いましたように、国あるいは県の動きも非常に出てきておりますので、何とか3月の議会で条例の制定をお願いして、なるべく早く市民の方々にその条例の意義、今後のあり方について御説明あるいは周知をさせていただきたいということがございましたので、10日間早めさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

それから、調査の内容が今のところ危険中心という条例の内容もあるわけなんですけれども、利活用、この件につきましては、中心となりますのは私とこのまちづくり推進課が中心課というふうに、窓口もそこが設けよということで今対応させていただいておりますけれども、今後、利活用につきましては、少なくとも6月末までには具体化できることについては、皆さん方あるいは市民の方にお示しできるような形でなるべく早く取り組みたいというふうに思っております。

今回、調査をいたしまして、先ほどありましたように目視ではあるんですけれども、75%が利活用できるという状況も把握しておりますので、実際に調査をしたら、どんな数字になるのかなということもあるわけなんですけれども、早急に取り組みたいと。1点、この数字をもとに、今現在、所有者の把握ができました空き家ということに対しまして、アンケート調査を既に送っております。117件だったと思います。送っております。そのうち45件ほどは既に御回答をいただいて、9件については空き家の利活用に提供させていただいてもよろしいよというような御回答もいただいております。まだ、内部については十分な調査をしてみなければわかりませんが、そういうことも含めて今取り組んでおりますので、利活用については今後積極的にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私は、所属委員会におりますので、質疑は通告しておりませんでした。委員会で私が強く申し上げておいたことを部長が答弁されましたので、私は、その答弁は条例という重さからいえば、私は是非先ほどの発言は取り消していただきたいと思うんですけども、この条例を施行するまでに3カ月間の猶予があるから、その間に具体策を考えますとおっしゃいました。そのような条例というのは、本来あってはならないものであります。議会の議決を経てから具体策を考えるというふうな条例では、あまりにも議会を軽視した中身でありますし、少なくとも私は委員会でも言いましたけれども、この条例が施行されるの4月1日からでありますけれども、この3月議会が終わるまでには利活用の具体策を実施できる体制をとるべきだ。その上で、この条例を提案すべきであるというふうに繰り返し申し上げました。にもかかわらず、この3カ月間の間に具体策を考える、このようなことでは私は条例の重みがいかに弱過ぎて議会軽視であると思いますが、市長、いかがですか。私は、先ほどの発言は少なくとも取り消していただきたい。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほどの私の発言に対しての御質疑というふうに捉えたらよろしいのでしょうか。

私は、今回、この特に空き家の関係については、かねてよりいろいろ御意見をいただいております。できるだけ市民の皆さんの不安であるとか、あるいはそういった問題の解消、さらにまた今後のまちづくりに対する一つの手法としての捉え方、できるだけ早く条例を定めて、より具体化をせよと、こういう御意見をこれまでの議会の中でもいただいております。

しかしながら、先ほど担当の部長が申し上げたとおり、いろいろな課題もたくさんありまして、できるだけ考え方を明確に示して、その中でまた国や県の状況を見ながら、より具体的、またこの地域に合った、あるいは市民の皆さんの参画協働を得ながら、こういうことが非常に大事だと、こう思っております。先ほど来答えておりましたとおり、より具体的なことにつきましては当然それぞれまた議会とも十分御意見をいただきながら、あるいはまたこれまで御意見をいただいたことを踏まえながら、私は、より具体的なことについては、手法として考えていく必要が

あるだろうと、こう考えております。したがって、今回の条例につきましては、それぞれ基本的な考え方、あるいは今後の方向を含めてそれぞれ条例で明文化しておりますので、考え方等につきまして十分御議論いただければなあと、こう考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 私が言いたいのは、議会に条例提案する重みとして、具体策を施行まで3カ月間あるから、その間に具体策を考えますというのは間違っているでしょう。この3カ月間というのは、強制代執行も含めて最終的には行政がとり壊しますよという、そういうふうな周知期間を含めて3カ月間置くわけですから、でも、この条例の中には利活用ということもしっかりうたってあるわけですね。でもその利活用という具体策は、その3カ月間の周知期間の中で考えますよというのでは、あまりにもこの条例に対する重みがないですし、その条例を議会にかけるといふ市長の姿勢も私は納得ができません。ですから少なくとも先ほど部長が答弁された、その3カ月間の周知期間中に具体策を考えますというふうな本会議での発言は取り消していただきたい。取り消すべきだというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 条例の重みはおっしゃるとおりでありまして、今議員の御指摘にあったとおりだと思います。したがって、基本的には施行するまでには当然具体もしなくちゃいけない、当たり前のお話ですので、私はその方向で進めていきたいと、このように考えております。したがって、先ほどの答弁のどうのこうのではなしに、私は基本的には申し上げたとおり、できるだけ早く具体策も詰めながら、この条例施行にあわせて、さらにまた周知期間には、そういった具体も少しは当然、全体的にきちっとできるのはなかなか難しいわけではありますが、具体もお示しながら議論を深めていきたいと、このように考えています。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第1号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第1号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

#### 日程第4 第2号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第2号議案、宍粟市産業立地促進条例の全部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第2号議案、宍粟市産業立地促進条例の全部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、企業が宍粟市へ進出しやすい環境を整備し、産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としたものであります。

主な改正内容としましては、誘致の対象となる業種を3業種から18業種に拡大し、固定資産税額相当を助成する制度から都市計画税も含めた課税免除制度に変更するとともに、新設工場等にはその免除対象期間を2年から5年に拡大をしております。

また、各種助成措置として、用地取得費助成、上下水道に係る分担金及び使用料の助成、緑化奨励助成、障害者雇用奨励助成を追加するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） それでは、産業立地条例の全部改正について、何点か質疑をさせていただきます。

まず、この条例と市が定めております地域産業活性化計画、これとの関係性について説明をいただきたいというふうに思います。

今回の条例、多くの業種を対象として、平たく言えば、どなたでも来て宍粟市を元気にしてほしいというような感じを受けるんですが、地域産業活性化計画はもう少し目指す産業集積というふうな理念が書かれておったように思いますが、その辺がどのようにリンクしているのか、ちょっとお伺いをしたいと思いますし、さらにこの産業分類のAからRまでに掲げる事業全てオーケーということになりますと、地元にとってはどちらかというとな来てほしくないような、例えばこういう業種も必要なわけですが、環境面から考えてどうなのかなという業種もオーケーせざるを得ないんじゃないかなというふうに考えております。そういうところで少し

今回条例で間口を広げられたことと、目指す産業集積との考え方を少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、助成措置のところでございますが、第6条に助成等の措置について書かれておりますが、新設の事業者に対する助成と増設、市内業者が新たに開拓をする、そういう場合と、その助成の内容に大きな違いがある。特に増設事業者というのは第5号の雇用奨励助成に限るということで、非常に狭いわけですが、この辺の意図は何なのか、教えていただきたいというふうに思います。

それと、指定課税免除の関係でございますが、これはこういう免除をすることによって地方税の減収の分を地方交付税が補填をするということで、こういうものをつくっておられると思うんですが、地方交付税の減収補填というのは3年だというふうに私思うんですが、5年まで新設について延長されている、その辺の根拠は何なのか、普通交付税の減収補填を上回る理由は何なのか、その辺をお聞かせいただきたいというふうに思います。

さらに、細かい話になりますが、緑化奨励助成、これは20%ということになっておりますが、これは旧来は20%でしたが、市長が条例を定めることによって、その面積率は20から20未満、5%の範囲で可能だというふうにならなっておりますけれども、20に限定している意味は何なのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、もう1点、雇用奨励助成につきましてと、障害者の雇用奨励助成について、この金額に違いがございます。片方は50万円、片方は30万円、なぜこの違いを設けるのか、その辺の意図もお聞かせをいただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 大畑議員の質問にお答えしたいと思います。6点あったと思います。

まず、1点目の本条例の改正に伴う地域産業の既にある活性化計画の関連性についてのお問い合わせでございます。

これにつきましては、御存じのとおり、この活性化計画を柱に一部企業の進出が望めないという中での条例改正でありまして、計画の中の第4番に企業誘致の優遇策の充実というところがございます。この分を少し強化することによって企業誘致を進めたいという思いで、関連性につきましては、もともとあります活性化計画が柱となっております。

それから、2番目のAからRの業種を増やすことに対しての地元に対しての圧迫

感があるのではないかとということでございますが、今まで企業誘致にもいろいろ力を注ぎましたが、なかなか進出がされないという中で、今回はAからRの全体では大分類でいいますと20業種あるんですが、その部分の国の分、国に係る基幹の部分とその他部類ができない分を除いた全業種ということで、条例改正するものでございます。

それから、助成等の措置につきましての新設事業者に対する助成と増設事業者に大きな違いがあるという意図は何かという点でございますが、これにつきましては、先ほど市長も申しましたように、企業が宍粟市へ進出しやすい環境を整備する、そのことによって産業振興等雇用機会の拡大を図ることを目的とした改正となっております。

特に、新設事業者に対して、他市町に負けない助成、あるいは免除を主眼に置いての改正条例の中身となっております。当然、増設事業者に対しては他市町にも負けない助成も一部条例改正をしているところでございます。

今回の改正で不十分なところも時間的なものもあるかもわかりませんが、今後、検証・討議していく中で考えていきたいと考えております。

それから、指定課税免除について、普通交付税での減収補填3年を上回る理由、5年についての質問でございます。

おっしゃるとおり普通交付税では3年間の交付税免除がございます。しかし、今回の条例改正につきましては、新設の企業をなおかつ継続していただくという狙いがございまして、あとの2年、3年間は交付税の補填ですが、2年につきましては市の単独助成を続けて、少しでも長くこの宍粟で企業を起こしていただくという思いの中身となっております。

それから、緑化奨励の助成につきましては、御存じのとおり、今、兵庫県では2種類の緑地に関する適正の法令がございます。その中で工業立地の適正化条例に基づく届け出の義務にあるものにつきましては、1,000平方メートル以上の工場、もしくは敷地面積が9,000平米以上、または建築面積が3,000平米を超える場合は工場立地法に基づく届け出の義務がございます。その中で、これらに対する助成については今現在ございません。今回は新たに緑地を進めていただく上で、その緑地面積に費やした投資についての一部補助をしたいということで、今回条例改正の対象となっております。

それから、雇用奨励金の助成、雇用と障害者雇用の助成額に違いを設ける意図は何かということでございますが、これらにつきましては、雇用は健常者も身体障害

者も、ともに働いていただくということがメインでございますが、新設工場については、最初から障害者を雇用するということはなかなか望めないという状態の中で、5年間の中で障害者についての奨励助成については1年以上の実績があれば、奨励金を出すというようなことで、違いを設ける形も一部考えられるかもわからないのですが、今後、そういう形で進めていきたいなという思いでしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） ちょっと納得のいく答弁がいただけてないので、質疑だけではちょっと時間が足りない感じがしますので、担当委員会にお任せをしなければいけないなと思います。そういう意味で気がついたところを何点かお話ししたいと思うんですけど、最後の障害者雇用のところについては、福祉なんかもかかわっているんですかね。全く新設の工場は障害者雇用が見込めないなんていうのは、どういうところから、そういう根拠が出てくるんでしょうか、ちょっとわかりません。その理屈が。

それから、緑化の関係も投資に対する補助ということで、これが設けられているのはわかってます。それが20%という面積要件が緩和をされているんじゃないですかということを私お尋ねしてるんです。だから、そういうものが今の答弁では的確じゃないなというふうに捉えております。

それから、3年を上回るところもはっきりわかりませんでした。

それと、一番根本的に、私は今回非常に産業分類の全般にわたって受け入れになってますから、やはり地元にとって、あるいは市民にとって、好ましくないといえますか、受け入れにくい、そういうものにまで奨励するのかわからないかなというふうに感じてしまったわけなんですけど、そういうところで本当にいいのかなというの、いまだにはっきりしません。

私は、増設事業者のことももっとしっかりしてほしいなと思うのは、やっぱり今、宍粟の中でこういう景気の中で頑張っているところを支えていかないと、本当にいいのかなという思いがあるんですね。そこまた新設のところは連携をするような企業を選んでいって、そして相互に力をつけていくというようなことを誘導すべきなんじゃないかなと、私ずっと思っているんです。それを地元のことはさておいて、新しく来てもらうところはウエルカム、ウエルカムというサービスをしていくというのは、これは新設なんかでも、ある程度ここで目的を果たさなくなったらすぐに出ちゃいますよ。そういうところにお金を投資していいのかなと。本当にこ

の地域に根づいてくれる地域の資源を生かすような産業を進めていくという、そういう視点が僕は要るんじゃないかなというふうに思うわけです。

そういうことで、再度答弁を求めて、あと委員会にお任せしたいと思います。  
議長（岸本義明君） 質疑に関する部分の答弁をお願いします。

副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 答弁申し上げます。

1点目の障害者雇用奨励助成金につきましては、まず、第6条のところを御覧いただきたいんですが、工場の用地を取得された場合の助成とか、水道の使用料の助成とか、そういった項目が1個1個設けております。その中に雇用奨励助成と障害者雇用奨励助成と、この二つがございますので、結果としては1人雇われた場合50万円の助成をしていくと、さらにその方が障害者でありであった場合、これは30万円を上乗せして80万円にするという指示でございますので、そういった理解をお願いしたい。

なお、障害者の雇用云々につきましては、できるだけ企業も雇用に努めるということは当然でございますので、そういったことの奨励もしたいという意味でございます。

それから、2点目の面積についてはちょっと後でまた産業部長にお答えいただきたいんですが、交付税の関係ですね、これについては国の制度では3年でございます。しかしながら、これまでの業の関係、それとまた新たに定着をしていただきたい、定着しようという意志を持っていただきたい、こういうことにつきましては、やはり5年程度の継続した支援をすることが望ましいというふうに思っておりますので、国は3年でございますが、市としては5年間の支援していきたいということでございます。

それから、今ある業種、この関係ですが、それはもう当然でございます。当然今ある業者についても拡大をされたときについては、支援をしていきたいということでございますが、やはりこれまでなかなか進展をいたしておりません。そういう意味では他市町との関係も含めまして、より宍粟に来ていただきたいということでやっておるところでございます。ただ、これも第3条のところの第3項に予防対策、いわゆる周辺住民への説明、その他理解、こういったものは十分やっていくということをして設けておりますので、そういったところは住民の関係のトラブル等がないように、市長を中心に調整をしていくということで、目的にしておるところでございます。



緑地の関係については、産業部長からお答えいたします。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 緑地のとり方については、もう少し緩和措置があるのではないかという話でございますが、今回の条例改正は県の条例に基づく届け出の必要面積の20%を基準として、その緑地に費やした費用の助成をするということで、今回の条例は行っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。今回、産業立地促進条例が全部改正というふうなことで、廃校になる学校の施設等も含めたものになっておるようなんですけど、このような促進条例については、恐らく全国でこういう条例を設けてない自治体がないぐらいに今なっているんじゃないかなと。各自治体とも条件をいかによくするかというふうなところにいろいろと苦慮されているんじゃないかと思うんですけども、今回の全部改正にあたって、宍粟市としてこの部分については他市と比べて大変いい条件にしたんだというふうな、もし特徴があるようでしたらお示し願えたらと思います。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 岡前議員の今回の誘致策に特徴的なものはあるかというふうな御質問だったと思います。

先ほどある議員の質問にお答えしましたように、今回の改正は大分類の中の18分類、全業種が対象となっております。これは、近隣の市町村と比較してみると、一部やっている市町村がございますが、この部分が1点目でございます。

それから、緑化奨励金に対する助成、これにつきましても他市町村の例を見ますと、うちの調査の段階ですが、これについても宍粟市はほかの市町よりはすぐれているんじゃないかと考えております。

それから、用地取得に対する助成、建設用地に対する助成です。それから、雇用、障害者雇用も含めてですが、これに対しての助成、それから増設事業者に対する雇用助成につきましては、他市町村ではなかなか増設工事はやってないという現状がございます。それから、固定資産税及び都市計画税の免除、これは助成じゃなしに免除でございますが、この部分についても他市町には負けていないと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。前の質疑の中で重なった部分がありますので、幾つか省略して重ならない部分だけ質疑させていただきます。

まず、改正案の第2条の4に、教育施設等跡地という用語の定義があるんですけども、これ今現在、市内では何が該当するのかとか、そういったことをお伺いしたいと思います。

あと、もう一つは、例えばこれ学校跡地の想定なんですけれども、現在建っている建物を取得したり、それを改修したりということで、企業が進出をするというケースがあると思いますけど、そのあたりがちょっと条例の中では見えにくかったものですから、どういった助成であるとか、減免の制度があるのか、この2点について、お伺いします。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 教育跡地とは何を指しているかということでございますが、学校、図書館、博物館、公民館その他教育機関を設置するような建物でございます。おっしゃったように、市内で廃校となっている学校がございます。その中の校舎でありますとか、体育館、グラウンド等、そういう施設を含めたものが教育施設等跡地となっております。

とりあえず、以上です。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） ただいまの教育施設等の関係は具体的に何なのかというお尋ねにつきましては、先ほど申しましたように学校等整備につきまして集積される施設も出てまいっております。ただ、行政の主体的なスタンスは、やはりあと行政が違う目的に直接使用するのか、それがなければ地域の方で活性化を図っていかれるのか、それがなければ、いよいよ他企業についても活性化を図るということでございます。具体的には現在は千種北小学校がそういった地域も活用しないと、何とか企業誘致ということがございますので、具体的には北小学校を指しておるといふふうに理解を願いたい。あとまた、そういう状況によりましては、追加でいろんな施設が入ってこようというふうに思います。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 教育施設の部分で、ここに書いてある地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条によって、施設は規定されているんですけども、当然全国的に網羅する規定でありますので、学校であるとか、博物館、そういったこと

が出てくるといふか、理解はできるんですけども、実際には、あと教育施設等跡地ということで掲げられているのは、そういった施設を設置していた土地であって、市長が指定するということで、建物という概念がなかったもんですから、お伺いした部分があります。

あと、現在教育施設等跡地で、教育関係施設ということで給食センターとかもその教育施設に当てはまるのかどうか、そのあたりちょっと具体的に教えていただければと思います。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） この概念には該当するというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） あと先ほど申し上げたとおり、設置していた土地ということで、いわゆる理解としては土地なんですけども、そこに建っている建物を新しく進出しようとする企業であるとかが取得したり改修したりということに関する助成なり減免なりという制度がどうなっているか、説明をいただけますか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） それもここに入るといふふうに判断をいたしております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第2号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第2号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第5 第3号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第3号議案、宍粟市職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第3号議案、宍粟市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたび、簡易水道事業を水道事業に統合し、公営企業法を適用した会計処理をすることで、より効率的な水道経営を進めることとしております。

つきましては、職員定数条例において、簡易水道事業に計上しております職員数を水道事業職員に計上する必要があるため、所要の改正をするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。お諮りします。

ただいま議題となっております第3号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第3号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

#### 日程第6 第4号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第4号議案、宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第4号議案、宍粟市情報公開条例及び宍粟市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

情報公開制度及び個人情報保護制度の浸透に伴い、以前にも増して行政事務の透明性と説明責任が強く求められている状況から、市民の方からの公文書及び保有個人情報の開示請求をより行いやすいものとするため、開示に要する手数料の無料化を行うとともに、手続の一部簡素化を図り、また、これらの改正にあわせ一部の文言を整理するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。3点になるかと思えます。お尋ねします。

今回の情報公開条例の改正案の第17条に、開示に係る手数料は無料、今御説明があったとおりなんですけども、宍粟市手数料条例ということがそこに関連してくるんですけども、そちらのほうに今まで開示に関する記述がちょっと見当たらなかったものですから、今回開示とはどういう場合をいうのかということと、ここにいるんなことを勘案すると、公文書の開示については手数料が無料というふうに解釈できるんですけども、それであっているのかどうかということが1点目です。

次に、2点目、現行の情報公開の条例では、実施期間の中に水道事業及び病院事業を含むという括弧書きがあるんですけども、今回の改正案、これが削除になっています。その理由ということをお伺いします。

3点目、あと現行の手数料条例の中には、公簿というんですかね、公文書及び図面というふうに公文書もそういった公簿等も閲覧とかそういったことに手数料が定められていたりします。今回、その公文書、これ先ほどの公文書は無料というところと関係するのかもしれませんが、公文書という文言を外して改正になっています。そのあたりの理由、以上3点をお伺いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正につきまして、3点御質問をいただきましたので、御回答をさせていただきますと思います。

まず1点目でございますけれども、まず、最初に、開示とはどのような場合をいうのかということでございますが、情報公開条例の第5条に規定に基づきまして、市の保有する公文書を指定し、その公文書の閲覧やコピーの提供を求めた本人に対しまして、請求の対象となった公文書を閲覧させること、コピーを提供する行為のことを開示というふうに呼んでおります。

次に、手数料条例に開示に関する記述が見当たらないということにつきましては、改正前の情報公開条例の第17条第1項におきまして、開示に係る手数料を手数料条例に委任しており、その手数料条例の別表の第1に公簿、公文書及び図面の閲覧につきましては1回につき300円、その謄本、抄本の交付につきましては1回につき

300円というふうに規定されておりますので、先ほど言いましたように、手数料条例の別表の中でこの公文書の公開についての手数料を現在規定しておるということでございます。

最後に、公文書の開示に係る手数料は無料と解釈してよいのかということですが、今回、提案の議決をいただきましたら、この情報公開条例に基づく公文書の開示に課す手数料につきましては、現在1回300円というものを無料ということにさせていただくということでございます。

2点目の実施機関につきまして、水道事業と病院事業が今回実施機関から除かれたという理由でございますけれども、水道事業につきましては、別に宍粟市水道事業情報公開条例という別の条例を持っておりまして、その中で対応しております。そういう意味で、ちょっと規定が重複しているということで、今回整理をさせていただいたということでございます。それから、病院事業につきましては、病院事業の権限については、全て市長の権限となっておりますので、実施機関の中にわざわざ病院事業を書き込む必要性がないということで、これも文言整理ということで解釈していただきたいと思っております。

したがって、情報公開条例の中から水道事業と病院事業を対象外にしたという意味ではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

3点目の手数料条例に定める公簿、公文書、図面といったところですが、今回、その手数料条例の中で、公文書についてはその既定の中で1回につき300円という規定をさせていただいておりますけれども、今回これを無料化するということですので、手数料条例の中からこの公文書の文言を削除させていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） よろしいですか。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第4号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第4号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7 第5号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第5号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第5号議案、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

しそチャンネルは、行政情報・防災情報等を市民に提供をしておりますが、しそチャンネルを視聴するには、ケーブルテレビへの加入が必要となり、加入後には視聴料金が発生すること、また、加入が任意であることから、良視聴区域のケーブルテレビへの加入が低迷し、一部地域においてしそチャンネルによる行政情報等の提供ができていない状況にあります。

こうした状況の中で、しそチャンネルの視聴者を増加させ、宍粟市光ケーブルネットワーク施設の有効活用を図り、行政情報や防災情報等の伝達の確実性を向上し、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、放送通信サービス加入時負担金の免除期間を平成28年3月31日まで延長しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。第5号議案について質疑をさせていただきます。

今、上程の説明の中に大分答えになる部分入っていましたので、簡単にさせていただきますが、実際に、光ケーブルネットワーク施設条例ということで、経過措置、あとこれまでの特例ということで、ケーブルを引いた以降、その加入負担金というのは徴収していないというふうに捉えられるんですけども、その認識で間違いがないのかということが1点。

あと、その他また利用しようとする人が加入時に負担するのが、加入負担金以外に何かあるのかどうか、そのあたりちょっとお伺いしたいんですけど、2点お願いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、宍粟市光ケーブルネットワーク施設条例の一部改正につきまして、2点御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、1点目の加入時負担金は徴収されていないのかということでございますけれども、加入時の負担金につきましては、条例上2万円を徴収することとなっておりますけれども、平成24年3月までは減免措置を適用しております。その後は、特例として2年間の負担金を徴収しないという規定を設けておりまして、放送開始時からこの負担金については取っていないということになっております。

それから、利用する者が加入時に負担するものはほかにあるのかということでございますけれども、市として収入するものはございません。ただ、しそチャンネル、テレビ放送を見るためには姫路ケーブルネットワークのほうに加入していただく必要がございますので、テレビを見るためには月額525円の負担が必要なこと、また、この線を引き込みますための家の中の、宅内の引き込み工事費、これは標準的に1万500円ということになっております。あと、有料のテレビ放送であるとか、インターネットを繋ぐためには姫路のケーブルテレビのほうに加算してお金を払うということになっております。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第5号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第5号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 第6号議案

議長（岸本義明君） 日程第8、第6号議案、宍粟市ふるさとづくり寄付条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第6号議案、宍粟市ふるさとづくり寄付条例の一部を改正す



る条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、本条例により市内外から数多くの方から寄付をいただいております。宍粟市の環境保全等に活用しておりますが、寄付をされた方のほとんどは、用途を指定せずに寄付をされる状況にあります。このような状況の中、この条例に規定する用途が「水源のさと保全に係る事業」と「観光資源の発掘、利活用に係る事業」の2点に限定されていることから、有効に活用できていない状況にあります。

今回、この寄付金の用途を教育・文化・スポーツの推進や少子化対策、福祉医療の増進及び産業の振興といった「ふるさと宍粟」を振興する事業全般に使えるように拡大し、寄付者の御厚意にお応えできるようにするとともに、名称を「ふるさと宍粟寄付金条例」と改正し、寄付をしてもらいやすい環境整備を行い、寄付の拡大を図るものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております第6号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第40号議案～第41号議案

議長（岸本義明君） 日程第9、第40号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてから、第41号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第40号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例、及び第41号議案、宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第40号議案の老人医療費助成事業につきましては、県の補助を受け、老人に係る医療費の一部を助成し、老人福祉の増進を図ることを目的として実施をし

ております。

このたび、国における高齢者の自己負担割合の見直しが行われ、70歳から74歳の自己負担割合が特例措置である1割から本来の2割に引き上げられます。これに伴い、兵庫県におきましても、70歳から74歳の自己負担割合との均衡を図るため、第3次行革プランに基づき、65歳から69歳を対象とする老人医療費助成事業における自己負担割合と限度額の見直しが行われますので、これを受けて同様の措置とする改正をするものであります。

次に、第41号議案の母子家庭等医療費助成事業につきましても、県の補助を受け、母子家庭、父子家庭及び遺児に係る医療費の一部を助成し、母子福祉等の増進を図ることを目的として実施をしております。

このたび、母子等世帯と他の世帯との著しい不均衡を是正するため、兵庫県の第3次行革プランに基づき、助成対象を児童扶養手当支給の所得制限を準用し、経済的不安の大きい低所得者層を重点化した所得制限と自己負担限度額の見直しが行われますので、これを受けて同様の措置とする改正をするものであります。

以上、関連する2議案につきまして、一括して御提案を申し上げましたが、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。今回の改正は、福祉医療と母子家庭等の医療費の自己負担額を増やすという方向の改正でありますけれども、それで、自己負担額が増えるわけでありましてけれども、ここに書いてある金額というのは、あくまで1医療機関で支払う金額だと思っておりますので、予算なり決算なり全体で見た場合は、一人当たり老人なり母子家庭の医療費というのがどのような負担増になるのか、お示しできるのであればお示ししていただきたいと思っております。

逆に個人負担が増えることによって、今回、県と市で2分の1ずつの負担というふうなことで、この制度が成り立っていると思っておりますが、そういう意味で、逆に公費負担は減るわけでありましてけれども、その公費負担の減る額というのはどの程度なのか、お示し願えたらと思っております。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 岡前議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、最初に、老人医療助成事業につきましては、低所得者の負担割合が1割から2割というふうに引き上げられます。このことに伴いまして、低所得者につきましては、医療費の限度額が変わるというものでございます。外来が8,000円から1万2,000円に、また入院が2万4,600円から3万5,400円に改正されます。

このことに伴いまして、公費負担ですけれども、平成26年度、これ7月からの実施ということになります。平成26年度の見込みとしては、県、市とも10万円程度の減額の見込みでございます。

また、母子家庭等医療費につきましては、現行で所得制限に児童扶養手当の一部支給の基準を準用しております。このたび、母子家庭と他の家庭との均衡を図ることから、児童扶養手当の全部支給の基準に改正するというものでございます。外来の負担、1日600円を800円に、入院を2,400円から3,200円に限度額を変更するというものでございます。

母子家庭の部分につきましては、県の補助が3分の2、市が3分の1という割合で負担しておりますので、平成26年度につきましては、県が400万円、市が200万円程度減額になる見込みでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今、岡前議員からの質疑の中でわかるところがありました。これは単純に私は第41号の母子家庭の部分についてお伺いしたかったんですけども、いわゆる負担増になるというふうに考えていいというふうでよろしいでしょうか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 負担増という考え方で結構でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 県とか国とかの関係もあるとは思いますが、これ例えば、市で独自に上乘せとかそういった助成等というのは、制度的に無理なんですか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 福祉医療自体が県の制度にのっとって市が独自で助成なりを決めておるというものでございます。

今回、母子家庭等医療の助成につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、母子家庭と他の家庭との均衡を図るという県の方針でやっております。市もそ

の方向でいきたいという考え方をしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第40号議案から第41号議案までの2議案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第40号議案から第41号議案までの2議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第10 第7号議案

議長（岸本義明君） 日程第10、第7号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第7号議案、宍粟市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、一般家庭から排出される家庭ごみを、ごみステーションに排出される場合は、市の指定袋やシールを使用いただいているところであります。

指定袋等につきましては、従来からの可燃・不燃ごみ袋等に加え、平成24年4月からの新分別収集の試行に伴い、資源ごみ袋及びシールの販売価格を作成費相当額とし、また、可燃・不燃ごみ袋等は従来 of 価格として設定し、販売しているところであります。

しかしながら、ごみ袋等の販売価格について、ごみの収集等手数料との関係が事務処理上不明確であることから、ごみ袋等の販売価格をごみ収集等手数料として明確に規定することで、ごみの減量化と資源ごみの分別排出を推進し、今後のごみの減量化や資源ごみの再資源化を図ろうとするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 4点ほどちょっと質問させていただきたいと思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法というんですけれども、その規定に基づいて宍粟市の一般廃棄物処理計画、これが平成22年9月に策定されまして、直ちにホームページにおいて公表されております。

それで、この処理計画に定めてある分別区分、その中の収集運搬体制というのが、現状の行われておる、そういう分別収集区分と相違しております。それで、この計画は大きな変動があった場合に変更できるということになっています。それで、変更した場合には、遅滞なく公表せえということになっております。それで、変更されておるのか、また、変更されてどのように公表されたのかお聞きしたいと思います。変更されておらんのならば、今の現状の収集運搬体制が計画と違うとんで、今回手数料を定めようとしておられる資源ごみ袋の部分については必要ないということになると思います。

それから、ごみを有料化にせえというような国や県の指導があると思うんですけれども、ごみ処理を有料化するという事になったら、普通処理手数料をとって有料化するのが当たり前だと思うんです。そやけど、今回、宍粟市では収集手数料、それだけを何で有料化して手数料を徴収するのか。

その手数料の金額についてなんですけれども、普通、手数料というものを制定する場合には、重量を算定基礎としてされるというのが普通だと思うんです。それが、今回はごみ袋とかシール代をそのまま手数料額とするというようなことで、えらい細分化された金額設定になっておりますし、この手数料としての金額の積算根拠、これは手数料というのは、そういう行政事務にとって手数料がかかるで、手数料を取るということだと思うんです。それで、その手数料の積算には、やっぱり手数料がかかるコストとかを算定基礎として、その行政負担割合、それからそういう受益者の負担する割合、そういうようなことを勘案して手数料額が算定されておるはずなんです。それで、このごみ袋代、それをそのまま手数料にした理由をお聞きしたいと思います。

それから、この手数料、規則では納入通知書により徴収しますということになっています。そこで、今回改正されたら納入通知書により徴収するという運用をされるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 林議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初に、市長が定めた計画に定める計画と現在の収集体制が合っていないのではないかと御質問でございます。

平成22年に一般廃棄物処理計画というものを策定しております。これは、概ね5年をめぐってつくっております。その間につきましては、実施計画なり何なり、そこにあつたもので、計画で実施をしております。宍粟の場合は、宍粟市ごみ分別収集計画を年度途中というか、その5年の間に策定しております。このごみ新分別収集計画に基づきまして、現在の収集を行っておる次第でございます。

まず、2番目の収集手数料、なぜ収集手数料なのかというところなんですが、ごみ収集等手数料というふうに表現をさせていただいております。そのことにつきましては、この以前からごみ袋の売払収入につきまして、いろいろと何に使っておるんやというような御意見をいただいております。なかなか明確化されておりませんでした。条例としては無料という文言が出ております。袋代が収入として入っておるわけですが、当然、袋代、袋をつくる製作費、それから、お店のほうで売っていただいております手数料、これについては御理解もいただいている部分ではございますが、あと、環境全般に使わせていただいております、このことについてなかなか御理解もいただけない部分もございました。

今回は、条例でごみ収集等手数料ということで、ごみ袋代を明記をさせていただく。使途についてもそういったごみ関係に使わせていただくということを明記させていただくというふうにしております。

手数料の金額、これは先ほど議員さんのほうからも言われましたけども、処理手数料ですけども、ごみ袋代だけで処理ができるものではございません。ごみ袋代もそういった部分に、ごみ関係に使わせていただくという中で、今回条例を改正するに当たって、ごみ袋代をここに明記をしておる次第でございます。

金額につきましては、現行のごみ袋の価格をそのまま移行しておりますので、適正な金額というふうに考えております。

それと、手数料の徴収方法でございますが、今回の条例改正に伴いまして、ごみ収集等手数料は指定袋及びシールにより徴収する旨の規則改正、これを行う予定にしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番(林 克治君) 今、答弁があったわけなんですけれども、説明があったわけなんですけれども、この分別収集計画をこの宍粟市の廃棄物処理計画と別に定められたということなんです。

それから、定めるよりもその処理計画が一番もとなんで、これはいつでも変更できるということになっておるんです。それで、これを変更されるべきではないですか。それで、処理計画の66ページに資源ごみ、ほとんどコンテナ収集ということになっているんですね。袋なんかは使わないという計画になっています。それで、これが現状と違うんで、言うたわけなんですけれども、もし、現状に合わすんならば、いつでも計画は変更できるんで、変更するべきだと思いますし、策定したときにホームページで公表されとんで、やっぱりホームページで公表すべきだと思います。

それから、ごみ収集手数料でもええんですけども、手数料をとるということはええと思うんです。そやけども、その手数料の内容自体、ごみ袋代を手数料という名前に変えて歳入しますということなんですけども、公金会計の中でそういう歳入科目とかというものは、性質別とかということで決められておると思うんです。そやさかい、手数料の定義、これは今言われたごみ袋代は物品販売だと思うんです。そやさかい、今までどおり物品販売で雑入で歳入して、それを今度歳出のときにどこに充当するか、それがごみ処理のところに充当しとけば、わざわざ手数料条例を改正する必要はないと思うんです。

そやさかい、根拠も曖昧ですし、そこらのところ、袋の販売は今までどおりされるんでしょう。それは実態として物品販売になると思うんです。そやさかい、それは物品販売収入とすべきであって、手数料、名前だけ変えて実態は物品販売やのに手数料ですということはおかしいと思うんですが、どうですか。

議長(岸本義明君) 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長(岸本年生君) まず、一般廃棄物の処理計画、平成22年に策定しております。これは平成25年度から西播磨に持っていくという前提でつくった収集計画でございます。平成22年の段階においては、具体的に宍粟市の中でこういった収集をしてやるかというのは、まだ未定でございました。

その中で、平成22年度、今言われますコンテナ収集というようなことが挙がっております。それは平成27年度において、また改正の予定でございまして、その間の5年につきましては、実施計画等でその年の計画を見直していくという中で、宍粟市の場合は新分別に変わるということで新分別収集計画というのを策定しております。これに基づきまして、現在もやっております。

もう1点、収集等手数料でございますが、これにつきましては、一番最初の説明でも申し上げましたけども、ごみ収集等手数料は指定袋、それからシールにより徴収するという規則で定めたいというふうに考えております。

御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） ちょっと聞きたいことが言われなかったんですけども、この廃掃法で、そういう市町村の処理計画が大幅に変更があったときは、計画を変更できるということになったんです。そやさかいに平成24年の末ですか、平成25年度から収集が変わったんですかな。そのときに大幅な変更があったんで、ちゃんと処理計画を変更して公表すべきであったと思うんです。

それで、この宍粟市の処理計画、これはインターネットでも検索できるんです。これは全国に流れとんで、宍粟市はこういう計画で収集していますということが出ています。やっぱりそれはおかしいと思うんで、すぐ変更はされるべきだろうと思います。

それと、一番肝心なところの説明がなかったんですけども、手数料、物品販売の実態のものを手数料として、これ名前だけ変えてそれで財務規則というんですか、財務会計上それで通ると思うんですか。白いものを黒と言えというのと同じだと思うんです。やっぱりこれは副市長がよう知ってやと思うんやけども、やっぱり実態に合わせて、それは公金を歳入しておると思うんです。名前だけ変えたらええというもんじゃないと思うんで、やっぱりこれもう一編考え直すべきだと思うんです。

以上です。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） さっき申されました廃掃法の関係と実施計画の関係、これは大幅な変更にあたる場合については、事務手続は今後においても適切にしたいと、場合によったら早急な変更もしたいというふうに思います。

それから、もう1点、手数料の関係でございますが、先ほど市民生活部長が申し上げましたように、規則の中でそれを取ることができるとか、取るものとするとかという表現で可能でございます。これは他市町におきましても、ごみ袋販売を手数料で有料化というふうに行っている事例がございますので、それについては財務上も特に問題はないというふうに思っております。



議長（岸本義明君） 続いて、4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 私も廃掃条例の一部改正についての質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁を聞いてまして、幾つか条例の提案の目的はわかったわけですが、このまずごみ収集等手数料の等とは何を指しているんでしょうか。お教えください。

それから、今回、条例の制定がこれまでのごみ袋の費用を明確化できていなかったものを明確化して、有料化という認識をきちり明記するというようなことと、あるいはまた、その収入をどのように活用したかということも明記していくんだというお話がありましたが、具体的に明記だけじゃなくて、どのようにこの条例制定以降、市民にわかりやすくそのことを伝達をされていくのか、その辺を少し教えていただきたいというふうに思います。

それから、私は前の一般質問からずっと申し上げておると思うんですが、検討がされたのか、されていないのかわかりませんが、この資源ごみ袋について指定をされておりますけれども、同じにしはりま環境クリーンセンターの構成市町の中で、他の市町では市販の袋でありますとか、レジ袋などを活用しての排出が可能になっております。そういうことから比べますと、この指定袋にするということは市民の金銭的な負担が私は大きいのではないかというふうに考えております。

そこで、この資源ごみ、いわゆる再資源の利用を進めていくという観点から、その手数料については免除をすべきではないかなというのが、私の思いでございます。

さらには、袋が可燃ごみとして処理をされているということを書いていくためには、リサイクルマークを入れるべきではないかというようにも考えますが、その辺はどのようになっているのか、お教えいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点、ごみの指定袋の代金と消費税の関係について、どのように考えておられるのか、お教えいただきたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） たくさんいただきましたので、若干前後するかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、ごみ収集等手数料の等とは何を指すのかという御質問でございますが、先ほども林議員の御質問でお答えしましたように、例えば、袋の製作費であるとか、

販売手数料というのはこれは理解できるというところで、従来、それに加えて環境全般、ごみの減量化であるとか、リサイクル集団回収の補助金であるとか、それから再資源化、そういったエネルギー関係にも充当していたという部分がございます。

これは、一般財源として雑入で受けて、一般財源としてそういった使途で充当しておったわけですがけれども、先ほど来から御説明申し上げておりますとおり、そういったことがごみ関係として使うということについて、いろいろと御質問いただいた経緯がございますので、今回そういったことで、ごみ関係に使わせていただきたいというところで、具体的には最初に言いましたように、ごみ袋の製作費、それからごみ袋の販売手数料、それから収集とか、そういったところでいくのかなというふうに考えております。

それと、2点目のプラマークの件でございますが、これは従来から議員さんの御質問にもありますように、入れられないのかという御質問でございますが、これにつきましては、従来からの答弁のとおりでございますが、これは宍粟市だけでどうこう言っても前行きする話ではございません。市長会等、外に向かって出られる機会が市長の場合ありますし、権限もございますので、そういったところで宍粟市の考え方とか、そういう意見があるというようなところでも言っていただきたいというふうに考えています。当然、担当者、部会なんかにおいても、そういったことは訴えていきたいというふうに考えております。当然、このことで国のほうが動けば、そういったことでうちのほうも変わっていくというふうになります。

それと、宍粟市の場合は、指定袋で収集をするというのが大前提でございます。このことについて市民の方にも負担をお願いしております。これは御理解いただくしかないんですが、そういったことで、ごみの減量化等を心得ていただきまして、なるべく袋を少なくしていただくということで、経費の削減をお願いしたいというふうに考えておりますので、後で出てきます資源ごみ袋の免除とか、そういったことについては、現在、市としては考えてございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、消費税の関係ですけれども、現在の価格、その中に含まれるという認識をしております。

以上だったと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） まず、最初の等についての説明は、そういうことであるとい

うのはわかりましたが、であるなら、市民はそのごみ袋での収集に対してこれだけの手数料を払っているんだという感覚があると思うんですが、ほかにリサイクルの補助金とかですね、あるいは堆肥化の機械とか、そういうものに対する補助金の原資になっているんだと、そこまで市民が袋代として負担しなければならないかという、これは大きな間違いがあるというふうに思うんですが、そういうものを含まれてこの単価であるというふうなのであれば、やっぱり見直すべきなんじゃないかなということ、今聞いていて思いました。それが1点ですね。

それから、もう一つは、その指定袋にマークを入れることについて、国に働きかけていかなあかんという、そこが私ももうひとつ理解ができないんですけども、お隣のまちに行きますと、実際に百均のお店でありますとか、あるいはスーパーなんかにはプラマーク入りのごみ袋が売ってございまして、これは指定じゃなくてもそれを購入して出すことが可能のようなことをしているわけですね。そういう事例がありながら、かたくなに容器包装リサイクル法では、ごみを入れるものに対してはどうこうとおっしゃる意味が、もうひとつ理解ができないので、そこをもう少し、ほかでそういうようにやれているのは、なぜやれているのかということ、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それと、資源ごみ袋についても減量化にというふうにおっしゃいますが、これはリサイクルで少し推進をすべきで、再利用をむしろ進めていかなあかんわけですから、その辺の観点で少し安くもしてあるんでしょうし、ここまでしているのであれば、もっと考えてすべきじゃないかというように思いますし、これまでの宍粟市のごみの排出量が、昨年的一般質問の際には、随分減量化が進んでいるというふうにおっしゃいましたから、一定有料化にしたことによる効果はあらわれているんじゃないかなというふうに思うので、その辺も少し十分現状を検証しながら、市民負担を軽減する方向で、ぜひ考えていただきたいというふうに思うんですが、今言いました三つについて、もう一度お願いをいたします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 現行では、袋代、リサイクルの集団回収のほうに使わせていただいております。それからごみの減量化、生ごみ処理機の補助金にうちのほうとしては充当させていただいております。このことも説明もしてきたんですが、若干大畑議員のように理解していただける方、それからまだ一般の方でもごみ以外のところに使うということについての理解をまだしていただけない方もござい

ますので、今回、ごみ関連ということで明確化したいという狙いで、今回改正しております。

それと、ごみ袋の市販のごみ袋云々という御質問がございました。これは西播磨等でも協議もいたしましたけども、そういったもので持って行っていただきますと、向こうではやはり可燃ごみとして処理をしますという回答を得ておりますので、宍粟市としては、あくまでも宍粟市の指定袋でお願いしたいというふうに考えております。

それと、再利用の関係ですけど、これはいろんな面もございまして、これから先いろいろとまた協議も重ねて、市民の方のプラスになるような方向で、また検討もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 質疑ですか。質疑ですね。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 議長、先ほど私が答弁を求めたことに対してお答えがもらえてないんですが、先にそれをお願いしたいと思います。

ほかのまちでは、マーク入りのものが市販されて、それを利用してごみを出していると。うちはなぜできないのか、ほかのまちはなぜできているのか、その辺を答弁ももらえていないと思うんで、お願いします。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） ごみ袋、もともとの発想はごみ袋にプラマークが入るかどうかというところから来ているんだと思うんですが、何度も言いますように、ごみ袋につきましてはプラマークが入らないというのが現状でございます。例えばマーケット等で買い物をしていただいた袋にはプラマークが入っています。これはプラとして再利用ができます。ところがごみ袋というのは前提としてはごみを入れるという前提がございまして、国全体としてのこれは考え方ですけども、プラマークが入らないということでございますので、そういったことで、袋が再利用できるかできないかはそういったところの判断かと思っております。

それと、ほかの市町では、自由に袋で出していると。先ほども言いましたように、宍粟の場合は指定袋でお願いしているという違いはございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） ちょっと指定袋のところ、ほかのところはそのごみを入れているんです。商品を入れてそういう処理場に持っていっているんじゃないんです。同じようにごみを入れてリサイクルマークの入ったやつに入れて出しているんですから、なぜそういうことができないのかというふうに聞いているんです。指定袋に非常にこだわっておられるので、そのごみの出し方のところでそういうあり方はありますよということをなぜ検討していただけないかということを経三申し上げているんです。ほかの自治体が行っていることを。そして負担も少なく済んでいることを。市場に任せていけることで。そういうことの検討を言っているんです。それが、こういう理由でできないんだということをおっしゃっていただけるのであれば、またわかるんですが、そこがちょっともうひとつ理解が私はできませんので、お願いしたいと思うんです。

それと、先ほど等のところで、生ごみ処理機ですとか資源回収の補助金に出しているとかという、そのことが市民に理解いただけてないというふうにおっしゃいましたけども、そういうものに使われているというPRはされていないですよ、この間。林議員なんか議会の中で追及されていて、そういうふうに答弁をされただけです。だから、ほかのまちでは、そういうものに対しては、このようにリサイクルを進めるために使用しましたということをはっきり出しています。ですから、それを承知の上で市民も手数料を払うんだろうと思うんですが、この市の場合は、そういうふうな認識を持っておられる方は少ないと思うので、実際、ごみを処理してもらった手数料だというふうに感じておられると思うんですね。

ですから、私が言いましたように、この条例を何でこの料金を明記されて以降どうされるのかということに対して、私の考えは、もっともこの費用が、コストがどういうふうにかかって、この金額になっているのかということもありますし、さらに、その収入がどういうふうの有効活用されているのかということを経PRをやっぱりしていかなあかんと思うんです。どんどん情報開示していく中で、本当に市民を巻き込んだ議論にせなならいかんのかなという思いなんです。

以上で終わります。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） このごみの処理につきましては、おっしゃっておるとおり、少しでも処理費用が少なくなるように、市民の方たちにも協力をいただかなきゃいかん。その中で、ごみ袋も大切に出してくださいと、少なければ少ないほど負担が減りますよといったことで有料化にしているのは御指摘のとおりでございます。

その中で、再生利用の観点からはマーク入れ云々でございますが、今まで聞いておるのには、そういったリサイクル法の関係で非常に難しいというふうに聞いておりますが、1枚でも少なくする観点からは、さらにそれが資源ごみに回せるということが大切でございますので、もう一度法令等も私たちが直接確認したいというふうに思います。

また、市民の方々にもさっき言いましたように、処理費用がどういうふうになっているのか、皆さん方からごみの分別をいただいて、これだけ減っているんだということも理解をしながら、周知徹底を図りながら、一緒になって減量化に努めたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 続いて、13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。私は、今回の改正の目的についてお聞きしたいなと思うんですけども、宍粟市が発足以来、ごみ処理に関して決算・予算なんかでずっと議論があって、そのたびごとにごみ袋の作製原価とその実際の販売価格との差額というのが問題になってまいりました。

しかし、そのたびごとに担当部のほうはあくまで条例上は無料化ですというふうなことで答弁されてきて、やっと私はこれで実態と条例とが合致したなというふうに思いまして、もともと宍粟市は指定袋を導入した際に、ごみの有料化ということは導入しておったというふうなことになるわけです。

ですから、そういうことを今回どういう経緯で整合性を持たず条例改正をしようとしたのか、そのあたりのところがこの直近の経過でいうと、先ほど同僚議員が説明された使用目的が違うじゃないかというふうなことが大きいのかなと思いますけれども、でも、このことはただ単に直近の議論だけではなしに、この間ずっと議論はされてきたことで、宍粟市はあくまでごみ処理については無料ですと強弁されてきたわけですから、今回、あえてこういうふうに料金を明記されたその経緯について、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 冒頭に市長のほうから提案理由にもございましたけれども、ごみ収集等手数料としてごみ袋価格を規定することによりまして、手数料収入と用途との関係を明確化する必要があるんじゃないかというところに立ちまして、今回の上程ということになっております。よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） それで、今回、先ほども同僚議員からいろいろな角度から

質問がありましたけれども、今回、手数料ということになるのであれば、今度、民生の委員会に付託されると思うんですけれども、ごみ袋の作製原価と販売価格との差というのが事実上手数料になるわけですよ。ですから、そのあたりも資源ごみのほうは売れるものもあるということで、かなり安く設定されておりますし、逆に、可燃ごみのほうは従来どおりの価格で設定されております。

そういうふうなことで、実質的な手数料という意味合いもきちっと見ておく必要があるので、そのあたりの資料も委員会のほうには提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） そちら辺の資料は、また常任委員会で提出しまして説明させていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第7号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第7号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第11 第8号議案

議長（岸本義明君） 日程第11、第8号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第8号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、妊婦健診受診費用の助成につきましては、宍粟市少子化対策事業助成条例と国庫補助制度を受けた宍粟市妊婦健診負担軽減事業臨時助成金交付要綱に基づき助成を行っておりますが、国庫補助制度が廃止され、交付税措置化されたことを受けまして、今回二つの制度を条例による制度に一本化し、安心して妊婦健康診査を受けられる環境整備を図るものであります。

今回の改正の内容としましては、助成上限額を宍粟市少子化対策事業助成条例で

定める助成上限額 3 万円と宍粟市妊婦健診負担軽減事業臨時助成金交付要綱で定める助成上限額 6 万 3,000 円を合わせた 9 万 3,000 円とし、助成回数を現行にあわせた 14 回を上限とするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

1 番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） 1 番です。8 号議案、少子化対策事業助成条例について質疑をさせていただきます。

ただ、今、上程の説明の中でお答えいただいたというか、私の疑問というか、質疑の内容をお答えいただいている部分もありますが、これまで回数を規定していなかった部分を 14 回まで、あと 3 万円だったものを上限 9 万 3,000 円という、この設定の根拠をお伺いしたかったんですけども、今伺った説明にあったとおりかと思えます。二つの制度の合算ということですね。

あと、もう 1 点伺いたいのは、ちょっとこれが実際には妊婦さんとか、これからお子さんをとかとお考えの方に十分な制度になっているかどうかということをお伺いしたいんです。

実は、いろいろこの宍粟市非常に広くて、当然公共交通もなかなか発展していませんし、そういった健診の機会、場所であるとか時間、非常に制約を受けていること、これが今後お子さんをつくるということにちょっと壁になっている部分もあるかと思えますので、実際にはこの補助制度というか、助成制度で十分なのかどうか、そのあたり、これは見解になるかと思えますけども、1 点お伺いして終わりにしたいと思います。お願いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、御質問の中で上限の回数、それから額については提案理由のとおりでございます。もともと国庫補助制度の創設の積算根拠を基本にしておりましたので、それを使っておりました。

それから、御質問にあります対象者にとって十分な補助かということでございますけども、平成 24 年度の実績ではあるんですけども、申請者の約 7 割の方は宍粟総合病院を受診されております。その宍粟総合病院における標準的な費用につきまし



ては、約 8 万円程度でございますので、私どもとしては十分な助成内容というふう  
に考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第 8 号議案は、お手元に配付しました議案付託表  
のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第 8 号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第 12 第 9 号議案

議長（岸本義明君） 日程第 12、第 9 号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員  
の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

この途中でお断りしますが、お昼を超えることがあるかも知れませんが、御容  
赦ください。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第 9 号議案、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数条例  
の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、宍粟市農業委員会の選挙による委員の定数は、合併後の最初の選挙から法  
定定数の上限であります 30 人を定数としております。

今回、転用等による農地の減少や高齢化による農業従事者の減少といった現状と、  
市行財政改革推進大綱に基づく取り組み、また県内における農業委員会の現状等を  
踏まえ、農業委員会におきまして、委員定数について協議をいただき、定数を 26 人  
とする意見書の提出がありましたので、今後の農地行政等について総合的に判断す  
る中で、定数を 26 人に改正するものであります。

また、今回の定数改正に伴い、宍粟市農業委員会の部会の設置及び定数に関する  
条例に定める部会の委員の定数につきましても、減員する必要がありますので、各  
部会の定数を 15 人から 13 人に改正するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので、質疑を終了いたします。  
お諮りします。

ただいま議題となっております第9号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第9号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後 1時00分再開

議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 第10号議案

議長(岸本義明君) 日程第13、第10号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第10号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

昭和33年に建設しました下比地A団地10戸を建て替えする市営下比地団地 期建替事業が平成25年度末に完了することから、今回建設しました8戸を下比地団地2号棟として供用開始するため、本条例を改正するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑でありますが、通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております第10号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第14 第11号議案～第13号議案

議長（岸本義明君） 日程第14、第11号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから、第13号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第11号議案から第13号議案の3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第11号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の制度改正により、平成28年度末までに簡易水道事業を上水道事業に統合することとなったことから、宍粟市としましては、平成26年4月1日より統合し、水道水の低廉で安定した供給を図ろうとするものであります。

また、この簡易水道事業の上水道事業への統合に伴い、簡易水道に関する文言を引用しております宍粟市組織条例、宍粟市特別会計条例、宍粟市水道事業の設置等に関する条例及び宍粟市水道事業経営審議会条例の一部を改正するとともに、宍粟市簡易水道事業基金条例及び宍粟市簡易水道事業の設置及び管理等に関する条例を廃止するものであります。

次に、第12号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例及び第13号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、合併協議会やこれまでの公共料金審議会におきまして、水道料金及び下水道使用料を市内で一つの料金体系に統一する方向で調整するという方針が出されております。この方針に基づき水道事業の統合にあわせて水道料金及び下水道使用料を統一することについて、公共料金審議会に諮問をいたしましたところ、一定の激変緩和措置を講じることを前提として、料金を統一することについて承認を得ましたので、この答申を受けまして、今回上下水道のそれぞれの料金改定を提案するものであります。

料金改定の大前提としましては、同じ宍粟市民が使った水道や下水道の料金は公平性の観点から、地域、施設に関係なく統一料金としております。また、基本料金につきましては、近隣市町と比較検討する中で、極力抑えた料金設定とし、使用料に応じて負担を求める料金体系とすることで、少量使用者の負担軽減を図るととも

に、激変緩和措置を講じることとしております。

以上、3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。  
議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。今回の料金改定につきましては、合併後の大きな課題であったかと思うんですけれども、今回やっと統一というふうなことができることに当たって大変喜んでおります。ただ、心配しておりました値上げというふうな方向ではなくて、引き下げというふうな方向で提案されておったので大変安心して議案書を見せていただきました。

それで、ただ、気になりますのは、この間、産建の委員会に提出されておりました資料を丁寧に見させていただいておりますので、その算出根拠でありますとか、そのようなことは一応理解しております。ただ、公共料金審議会に出されておる、先ほど市長も触れられました特に値上がり激しいところに対しての激変緩和措置であるんですけれども、このところで例えば水道では最高7万7,000円増加する事業所だと思うんですけれども、事業所があると。それと下水道では、24万円を超える事業者も3件あるというふうなことが気がかりで、これだけの値上げ、恐らく月額かなというふうに思うんですけれども、もし月額でこれだけの負担が増えれば、もし事業者であれば、事業そのものが経営上大きな影響を受けるんじゃないかなというふうに心配をするところなんですけれども、これが年額ということであれば、激変緩和措置である程度回り込めるのかなというふうな気もするんですけれども、まず、そのあたりの公共料金審議会に出されている資料でのこの金額というのがどういう意味合いなのか、お聞かせ願いたいのと、それと、もしこれが月額ということであると、激変緩和措置だけではとても対応できないんじゃないかなと思うわけですね。例えば東京都なんかのホームページを見ておりますと、いろんな業種に対して減免制度、それぞれ下水道をよく使うところ、水道をよく使うところを含めて減免制度を業種ごとにつくっておられます。ですから、もしこのように急激な負担が生じるところについては、激変緩和だけではなくて、減免制度というのをつくらなければ、事業が立ちいっていかないおそれがあるんじゃないか、そういうところを心配しますので、その点どのように対応されるのか、お聞かせ願えたらと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） ただいまの質問に対しましてお答えをしていきたいと思  
います。

今回の改定につきましては、公平性の観点から地域や施設に関係なく、市内統一  
料金にすることが一つの目的であります。その中で、水道では簡易水道区域の中、  
それから大口径の使用者、下水道では人頭制の区域で大量の水を使用される事業者  
においては、大幅な料金増が発生をしております。これは、水道におきましては、  
簡易水道の従量制の料金が135円で口径に関係なく統一であったこと、それから下  
水道では、事業所の人数算定による換算水量と実際の使用水量に大きな乖離があっ  
たということが大きな原因であると考えております。

改定によりまして、一度に新料金へ移行することは負担増に大きく関係します。  
事業運営におきましても支障を来すおそれがあると予想されます。統一料金に理解  
を得るためには、5年間で少しずつ新料金に近づけていく緩和措置をとらざるを得  
ないと考えております。

水道におきましては、この5年間でほぼ新料金のほうに移行できますが、下水道  
におきましては、今後も料金差は残るものと考えます。市内で負担の公平性から見  
ますと、いつまでも緩和措置をとるのは望ましくないということで、5年後におき  
ましては、料金実態やら今質問ありました減免制度も含めまして検討することとし  
まして、今回の料金改定におきましては、負担感を少しでも軽減する緩和措置が最  
善の対応と考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 先ほどの資料ではよく読んでみますと、やっぱり月額料金  
で水道で7万7,000円、下水道料金で24万円というふうなことなんですよね。です  
から、これ年間で合わすと相当な金額になってくるというふうなことになります。  
それで、先ほども産業立地促進条例の全部改正の案が提案されておりましたけれど  
も、やはり地元の企業をまず守ってこそその上下水道ではなくてはならないと思いま  
すので、5年間で激変緩和でこの料金に近づけていって、それで固定料金になる  
ということになったとすると、それでは原材料費が高くてつき過ぎて事業として立ち  
いかなというふうなことになりかねないと思うんですよね。ですから、こういうふう  
な急激な負担が増えるところについては、激変緩和だけではなしに、やはり当初か

ら減免制度というふうな、前回は低所得やとか高齢者世帯に対する、あれは福祉制度の一環としてつくられましたけれども、今度はきちっとした減免制度でこれだけの負担はなくすというふうな方向を考えないと、恐らく事業をやめなければならないというふうなことが、もし出てきたとすると、何のための市の上下水道であるかというふうなことが問われてきますので、やっぱり当初からこういう大きな負担のところは減免制度をつくらなければ、私はいけないと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 今回大きな負担増となる、このまま料金を改定するとそういう形になります。激変緩和をしておる中で、やはり今試算をしておる中では、やはり特に人頭制区域におきましては井戸水等も使用されておりますし、それからその事業実態も十分つかめてない、水道だけであれば水道メーターで換算をするわけなんですけども、それ以外も含めて水道の算定になります。その関係で水道以外に使用されておる部分につきましてもメーターをつけていただいて、使用された水量に応じての負担ということを考えております。今後においては、そのように適正な数字の算定におきまして、料金を賦課していきたいというふうに考えております。

今、質問がありましたように、やはりこの5年の緩和措置は緩やかな緩和措置にしております。企業の事業経営の中で支障を来さない程度の5年間では数値に緩和措置を考えております。その5年後におきましては、今、質問がありました減免措置につきましても、やはり個別にそういう事業を把握する中で減免措置が一番有効な手段であれば、そのように検討していきたいというような形をとっていきたいと考えております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） それで、その審議会の資料にはやっぱり水道料金で最高7万7,000円とか、下水道で24万円とか上がるということが一つの懸案事項であるから激変緩和というふうなことで指摘されていると思うんですよね。ですから、やっぱり委員会の中で具体的にこれだけ負担が増える企業というのはどういう業種で、実際にこの金額の水道料金やとか、下水道料金になったら経営がどういうふうになるのかというふうなことをやっぱりきちっと調べていただいて、ですから、空き家条例と同じ施行日になっておるんですけど、この場合については、この3カ月間を十分生かして、先ほども言われた個別の実態をつかんでいただいて、本当に事業をやっていく上で水光熱費というのは本当に基本的な経費で、なかなか節約しようと

思っても節約できないものですから、そういう今の料金前提に立って事業を始められておるわけですから、それが途中で変わるということになったら、経営的な内容というのは全く変わってくるわけで、ですから、その3カ月の中で個別の事業所について、十分どういうふうな援助が必要なのかということについては、丁寧に委員会にも相談しながら決めていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 今御指摘がありましたように、やはり事業を経営していく中で水道水を使用していただいて、その経営を成り立たせていただく業種につきましては、やはり負担が大きくなってきます。今、公共料金審議会にも提案しました内容は、やはり緩やかな形で新料金へ近づけるという形をとっておる関係で、今の最高の下水道でいいますと24万円増になる部分につきましても、この5年間におきましては、ちょっと数字が手元にはないんですけども、大きな負担にならない程度の5年間の緩和措置、その後につきましては、当然その24万円の事業者については、このまま緩和措置のその形態でいくと20年も30年もかかるような金額になります。その実態がやはり水道料金、ほんまに使用された料金なのか、その水量の確証というのがもう一度精密に調査してみないと、実際の金額とどうかというのはわからない状態がありますので、再度そういう事業者については個別に調査をして十分負担増にならないような手当てを今後も考えていきたいというように考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私は、第11号議案、宍粟市の水道事業の設置等に関する条例の改正について、幾つか質疑をさせていただきます。

まず1点、今回お示しの改正案、改正案ではなくてもいいんですけども、いわゆる給水区域の中に別表ということで指定しているんですけども、その表の中に宍粟市の区域のうち区域の全部にわたるものというくくりと、あと区域のうち一部にわたるものというくくりがあって、そちらにいろいろ振り分けがあるんですけども、その違いが何なのか、まず、これが1点目です。

2点目、給水区域、これはいわゆる簡易水道だったところを水道のほうに統合したということだと思んですけども、この中に含まれていない地域があります。波賀町の例えば自治会名で入っていないところがあります。その理由は何かあるのか。宍粟市全体ではなくて、一部給水区域に入っていない部分がある、この理由を2点目です。

3点目、給水人口についてです。今回4万1,200人という給水人口を改正案のほうでお示しいただいてますけども、実際、今、宍粟市の人口、ホームページ等で公表されているとおり4万1,379人です。ですので、宍粟市全人口をカバーしないようなニュアンスにとられてしまいますけども、ここの部分、区域の部分との兼ね合いもあるかと思えますけども、その3点をお伺いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） まず1点目の区域の全部にわたるものと、区域の一部にわたるものの違いということ。この部分につきましては、給水区域の居住可能な区域の中で山林の部分が含まれておる部分につきましては、一部の区域ということで表記をしております。山林がない部分につきましては全部にわたるものという、そういう表記の仕方しております。

それから、2点目の給水区域の中に含まれない場所というのは、今回の条例の改正は、公営企業法の上水道の事業認可に係るものでありまして、その部分につきましては、今言われました未普及の地域、山崎町の小茅野と波賀町の引原等々の部分については、そこの中には含まれてないということであります。

この理由につきましては、やはり水道法に適用します区域が今回の上水道の認可区域、それから、それ以外に地元の水道を使用されている区域につきましては、これまでのいろんな歴史の中で既設の水道から配水したり、独自の浄水施設を整備すると高額な費用がかかるということで、この市の水道の区域には含まらないということ判断しまして、今回も給水区域から除外をしておる次第です。

最後の4万1,200の数字につきましては、今回の計画給水人口、公営企業法の上水道の事業認可におきまして、過去10年間の人口動態を見ながら将来人口を推計するわけですが、現在の人口が減少傾向にある中でしますと、最大の人数を確保できるのが平成25年度末の人口ということで、今回4万1,200というのがこの事業認可の人数として提示をしておるものでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 区域の部分と給水人口の部分はわかりました。

私、二つ目に質問した給水区域の問題なんですけども、もう一度御説明いただきたいんですけども、宍粟市内ということで、そこに住まわれている方は宍粟市民であることは間違いありませんけども、なぜその区域から外れるのか、高額な云々



という費用の面が答弁の中にありましたけども、その理由をもう一度明確にお答え  
いただきたいんですけど、お願いします。

議長（岸本義明君） 水道部長、船引英示君。

水道部長（船引英示君） 未普及地域のことでよろしいでしょうか。この部分につ  
きましては、上水道の区域の中で水道法に基づく事業ということでなっております。  
地元の水道につきましては、水道法の規定に合致しない部分がありますので、この  
上水道区域の事業認可には含まれてないということになります。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第11号議案から第13号議案までの3議案は、お手  
元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと  
思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第11号議案から第13号議案までの3議案は、産業建設常任委員会に審査を付託す  
ることに決しました。

日程第15 第14号議案～第16号議案

議長（岸本義明君） 日程第15、第14号議案、宍粟市立学校設置条例の一部改正に  
ついてから第16号議案、宍粟市社会教育委員条例の一部改正についてまでの3議案  
を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第14号議案から第16号議案の3議案につきまして、一括して  
提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第14号議案、宍粟市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして  
は、菅野・土万小学校区の保護者・地域住民の方との意見交換を重ね、平成25年3  
月28日の地域の委員会において、学校規模適正化の実施を決定いただきました。そ  
の決定に基づき、保護者や地域住民の代表者、学校関係者による地区協議会を設  
置し、協議いただいた結果、平成26年3月31日に菅野・土万両小学校を廃止し、平  
成26年4月1日から新しい学校を開設すること、また、その設置場所は現在の菅野小

学校の場所とすることの協議が整い、平成26年2月17日開催の第10回教育委員会で決定を受け、今回提案するものであります。

内容としましては、菅野・土万両小学校を廃止し、山崎西小学校として宍粟市山崎町青木106番地に設置するものであります。

次に、第15号議案、宍粟市特別支援学校等児童生徒就学援助条例の一部を改正する条例につきましては、本市では、義務教育を円滑に実施するため、障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するための援助を行い、学校等への就学を奨励するとともに、国の補助を受けて学用品費や学校給食費等の一部を就学援助金として援助しています。

このたびの支給対象者を広げる国の制度改正により、小学校または中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定される障がいの程度に該当する児童、または生徒についても新たに特別支援教育就学奨励費の支給対象に加えられたことから、今回該当する児童生徒を支給対象に加える改正を行い、保護者への経済的な援助を行おうとするものであります。

最後に、第16号議案、宍粟市社会教育委員条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法による社会教育法の一部改正に伴い、現行では法律で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令を参酌して条例で定めることとされていたため、これに係る所要の改正を行うものであります。

文部科学省令で定められた基準につきましては、これまで法律で定められた基準と同じ基準であり、本市における特別な事情により別の基準を追加する必要はないと判断し、現行と同じ基準により委員を委嘱できるように改正するものであります。

以上、3議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

常任委員会に付託されますので、また簡潔によりしくお願いいたします。

では、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私は、第15号議案の特別支援学校等児童生徒就学援助についてお伺いします。これも付託は総務文教委員会なので簡単にさせていただきます。

今、上程の理由の中にも御説明あったとおり、義務教育の子どもたち、小中学生が対象ということなんですけども、宍粟市ではこども指針等にも幼児教育の必要性みたいなのが非常にうたっておりまして、幼児への特別支援教育が必要な子ども、それを求めている保護者というのがいらっしゃるかと思いますけども、その支援策、この中に盛り込まれていないんだったら、ほかに何かあるのか、そのあたりだけ御説明いただけますでしょうか。お願いします。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 就学前にかかります特別支援の教育の内容ですが、今回の条例改正には御案内のとおり、これは義務教育に着目した部分でございますので含まれてございません。じゃあ、それではほかにどういう支援をしているのかということですが、就学前のお子さんにおいても障がいをお持ちの方を前年度にどういう支援が必要かという会議を開きます。専門家、医師も含めた中で。そういう中で例えば幼稚園、保育所においては適切な人的支援、配置といいますが、俗に言う加配と言うておるんですが、職員をつけたり、どういう援助が必要か、そういったところが今就学前における特別な支援を要する子どもたちへの支援となっております。

以上です。

議長（岸本義明君） 続いて、4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑です。私も第15号議案につきまして、中身というよりも、なぜこの時期なのかということの質問をしたいというふうに思います。

先ほど対象者の拡大ということで学校教育法の改正が行われたという提案理由の説明がございました。確かに私も調べますと、法改正が平成25年9月1日現在で行われております。となりますと、12月定例会等々で十分条例改正、間に合うんではないかなというふうに考えるわけですが、なぜこの時期なのかというのが1点、お伺いします。

この時期に遅れることによって、拡大された対象者を漏らさず適正に事務が行われるのかどうか、その辺、二つ目の質問をいたします。

以上です。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 2点の御質問ですが、御指摘ございましたよ

うに、平成25年の9月にそうした学校教育法施行令の一部改正をしたところは御案内のとおりです。少しだけ背景的なものを申し上げますと、この改正は従前ですと、一定の障がいのある方は特別支援学校に原則行くというような流れがございまして、それは好ましくない、地域でというような大きな流れの中で、この平成25年9月の改正が行われたところは御案内のとおりです。

一方で、この就学援助制度につきましては、国が補助金の交付制度の要綱を持っておりまして、そこの改正が行われたということを受けて、今般、条例改正をするものでございます。

御指摘のように、そうした中で、本日が3月定例会でございまして、12月定例会ということが、なるべく早いほうが、やはり遡及適用するということは、その間、保護者の皆さんが御負担をいただいております、それを後で補填するというような形になりますので、少し整理に時間を要しまして結果的に3月になった。望ましくはもう少し早い時期であったのかなと、このようにも思っております。

それから、具体的な対象者でございますが、普通学級に在籍をする一定の障がいをお持ちの方というのは、前年度の就学指導委員会等々で把握をしております。それは対象者としては2名というふうに把握をしておりますので、遡及適用事務に関しましても、この3月にお認めいただければ、スムーズに適用はできるものと、このように考えております。

○議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第14号議案から第16号議案までの3議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第14号議案から第16号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第16 第17号議案

議長（岸本義明君） 日程第16、第17号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第17号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたび南あわじ市・洲本市小中学校組合管理者から平成26年3月31日付の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退届及び小野加東環境施設事務組合管理者から、平成26年4月1日付の組合名称の変更届が当該退職手当組合へ提出されました。

つきましては、当該退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の一部変更につきまして、当該退職手当組合を組織する地方公共団体の議会の議決を得る必要があり提案するものでございます。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了いたします。お諮りします。

ただいま議題となっております第17号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第17号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

第17号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第17号議案は、可決することに決しました。

日程第17 第18号議案

議長（岸本義明君） 日程第17、第18号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第18号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成22年12月に国から廃止の方針が示されておりましたが、昨年8月に社会保障制度改革国民会議からの報告や、社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置の骨子が閣議決定されたことにより存続していくとの結論に至っております。

つきましては、今後の制度の運営に当たり、執行機関の強化を図り、制度の安定的運営を行っていくため、広域連合規約において1人と定めている副広域連合長を2人とすることについて協議するため、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了いたします。お諮りします。

ただいま議題となっております第18号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第18号議案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

続いて、採決を行います。

第18号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第18号議案は、可決することに決しました。

日程第18 第19号議案～第20号議案

議長（岸本義明君） 日程第18、第19号議案、過疎地域自立促進計画の変更について

てから第20号議案、辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第19号議案、過疎地域自立促進計画の変更及び第20号議案、辺地に係る総合整備計画の策定につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第19号議案、過疎地域自立促進計画の変更につきましては、平成22年12月に策定した宍粟市過疎地域自立促進計画において計上しました過疎地域の自立のための振興施策に産業の振興、交通体系の整備及び教育の振興に関連する事業を追加変更し、有利な過疎対策債を財源として過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更の内容としましては、産業の振興に関連する事業としまして、クリンソウの生息が確認されたちくさ高原エリアに増加傾向にある来場者への対応として公衆トイレを設置し、また昨年から取り組んでおります湿原の整備事業とあわせクリンソウの保護を行う団体への支援などを行い、観光地としての定着を図ることにより、市の観光産業の振興と活性化を促進します。

また、本市の最大の地域資源である森林にセラピー効果、癒しの効果に着目した事業を展開することにより、健康増進や観光振興といった森林資源の新たな活用方法に取り組みます。

次に、交通体系の整備に関する事業としましては、波賀市民局管内の市道河東線と波賀と千種を結ぶ市道斉木内海線の道路舗装事業を行い、また早期に修繕が必要な橋梁や河川水路について計画的に整備し、地域の安全で安心な生活空間の形成を図ります。

最後に、教育の振興に関連する事業としまして、平成27年度に波賀全域を学校区として新設予定の波賀小学校の改修工事により、教育環境の整備を図ります。

また、千種町地域での認定こども園の新設にあわせ、千種B&G海洋センターの改修及び千種図書館を新設し、千種小学校を含めたこのエリアを教育の拠点とする整備を推進します。

続きまして、第20号議案、辺地に係る総合整備計画の策定につきましては、平成21年3月に策定した辺地に係る総合整備計画に計上している一宮町井内・黒原辺地

及び草木・千町辺地内の市道黒原千町線道路改良事業の計画期間が平成25年度をもって終了することから、新たに平成26年度から平成30年度までの5カ年において総合整備計画を策定し、財源として有利な辺地対策事業債を活用して引き続き事業を実施するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、どちらの計画も過疎地域及び辺地地域の発展と地域力の向上に繋がる事業でありますので、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 4番、大畑です。私は、第19号議案、過疎地域自立促進計画の変更について、質問したいというふうに思います。

今、提案理由の説明がありました産業の振興、生活環境の整備、教育の振興、この三つにつきまして、お尋ねをしたいというふうに思います。

まず、産業の振興でございますが、この本計画、過疎地域自立促進計画の第2項に産業の振興の項がございます、その2号の中に対策が明記をされております。具体的に言いますと、農林業あるいは商工業、企業誘致及び起業、新たに業を起こす企業の促進などの対策ということがうたわれておりますけれども、事業計画の中にこれらの計画がなく、今回、提案の中身も観光の部分の提案でございます。定住を促すような計画がなぜないのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、生活環境の整備でございますが、ここにも公営住宅を初め地域活性化の有効資源として考えられております空き家活用など、本来的な定住のための住宅政策に関する事業計画が定めていないのはなぜか、お伺いをいたします。

それから、今回、教育の振興として千種図書室の整備が提案をされておりますが、私はこのことについては後づけの提案ではないかなというふうな感覚を持っております。なぜかと申しますと、既に昨年9月の段階で、千種認定こども園に図書室を併設するという形で、我々委員会のほうに説明がございました。その際に、これまで補助金を活用した建設整備から有利な起債、いわゆる過疎債を活用する方向に方針を転じたというような御説明があって、その後設計業務等々行われておるわけですが、なぜこの段階、今になって過疎計画に出てくるのか、私は後づけのような



気がしてならないので、その3点について御質問いたしたいと思います。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 私のほうから過疎地域自立促進の計画の変更についての2項の産業の振興の部分についてお答えをさせていただきます。

本計画第2項の第2号において、農林業、商工業、企業誘致及び起業の促進などの対策が明記されているにもかかわらず、今回の事業計画がないのはなぜかということでございます。

本自立促進計画は平成22年から平成27年の5年間の計画の中で計画が立てられておりますが、今回につきましては、事業がまだ具体化してないということで、今回の変更の対象にはなっておりません。

以上でございます。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうからは、先ほどありました地域資源の活性化、有効資源としての空き家の利活用等についての位置づけについて、お答えをさせていただきます。

御存じのとおり、現在の自立促進計画は平成22年に策定をされまして、その都度変更されて今日に至っている状況であります。空き家等の対策につきましては、これまで大きく取り上げられることもなく、当促進計画に上がっていない状況でございます。

これから地域の活性化、あるいは有効資源と捉えて危険な空き家への対策、一方、利活用できる空き家の有効活用の推進について検討を進める中で、事業がより具体化する、そして、結果として発展して公営住宅とする位置づけまで適当かどうかは後ほどの判断となろうかと思うんですけども、具体化をする中でこの計画に上げるかどうかについては、担当と協議を進めたいというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 千種図書館の件でございますが、御案内のとおり、この図書館につきましては、先ほど議員からも御指摘ございましたように、9月に常任委員会で御説明もさせていただきました。そのときの補正の内容は設計監理費を債務負担行為するということと、主に用地購入費を上げさせていただいた。といいますのは、用地を取得する見込みが立ったということで、今計画をしております当該場所でございますが、その中で、全体的な先ほど市長が申し上げました千

種における課題を整理する中で、図書館もその面積の中に併設することが可能である、そういうことが地域の発展に繋がる、こういう思いの中で、現在債務負担行為によって設計に着手をしているところでございます。

今回の過疎自立計画の変更に当たりましては、来年度において建設に着手するというので、今回の新たに過疎計画に計上したというところでございます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 3点についてわかりました。平成27年までの事業計画の中にこれから計画していくというように前向きに受けとめたわけでありますけども、従来から私の個人的な感覚になってしまうかも知れませんが、非常に道路の整備とか、インフラ的な整備に重点が置かれておったという感覚をいたしておりますが、それも非常に重要なことでございますけど、やはり過疎地域の自立でございますから、やはり産業を起こしていく、あるいは農林業をしっかり復興させていくということが非常に僕は重要なのではないかなというふうに考えております。是非平成27年までの間にそういう施策を盛り込んでいただいて、事業計画に反映してもらいたいということをお願いして終わります。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第19号議案から第20号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第19号議案から第20号議案までの2議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第19 第21号議案

議長（岸本義明君） 日程第19、第21号議案、債権の放棄についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第21号議案、債権の放棄につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の債権の放棄の対象は、住宅建設資金貸付金の1件であります。

この債権は、主たる債務者は破産した後、死亡しており、連帯保証人のうち1人は既に死亡しております。この連帯保証人の死亡に伴い、配偶者及び第1順位相続権者から第3順位相続権者までの相続人全員が相続放棄を行っております。また、残る連帯保証人1人につきましては、連帯保証人である事実を証明できないことから、結果としてこの債権に対する債務者が存在しない状況となっていることが判明いたしました。

このような状況から、今後、この債権については回収ができないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、債権を放棄する提案を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 前回の議会にも同じような議案が出てきてしたんですけども、そのときと同じように、質問通告には借入年月日とか、借入額とか返済額というふうなことをお聞きしておりましたけれども、要するに当時の契約書を提出して、前回は提出していただいたわけですけども、それを提出していただければ全てわかるわけなんで、その契約書を提出していただきたいのと、前回と同じように時系列的にどういうふうに行政がかかわっていったか、そういうことがわかる資料を是非つくっていただいて、委員会に提出をしていただきたいと思います。

それと、今回、前回と違いますのは、もう1人の連帯保証人については、連帯保証人である事実が証明できないというふうな新しい事案の要件が出てきております。通常お金を借り入れる契約書でありましたら、当然連帯保証人も実印をついて、印鑑証明書をつけて提出するというのが通常のお金の借り入れの契約書ではないかなというふうに思うんですけども。ですから、その当時の資料が残っておるのかどうかわかりませんが、こういう住宅建設資金であるとか、生業資金等の貸付金を貸し出すときの要領というんですか、事務手続要領というのか、そういうのが残っておいたら一度提出していただきたいなと思うんですが、その点、どうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、前回も言いましたけれども、今回、債権放棄というのは、債権放棄せざるを得なくなったということではなくて、債権放棄をしなければならなくなった状

況に行政が持ってきてしまったというのが結果であって、前回の経緯を見てみましても、5年間全く何もしていない時期があったりとか、7年間何も対応していない、しておられるのかもしれませんが、時系的に報告いただいたものについては、それぞれ5年間、7年間、何年間というふうな全く対応がされていないというふうなことで、行政側として本当に何をされておったのかなど。よく税金では時効の中断をするために督促状を送ったりとか、催告書を送ったりとかして時効の中断をしますよというふうに言われるんですけども、もし5年とか7年とかいうことで、行政が何ら対応をしていないとすれば、もう時効が成立している、返さなくてもよくなっているというふうなことが法的に起こっておる可能性もあるわけですね。そのあたりの法的なところを私も相当いろいろ勉強してみましたけど、なかなかわかりにくい。

ですから、前回のケースも含めて行政側が何もしていないと想像される5年間とか7年間とかという期間が、もし行政側が何の働きかけもしてなかったら、法的には借入金の返済というのはどういうふうになるのか、時効が成立して返さなくてもいいというふうなことになるのかどうか、そういうことも含めて、是非この議案も民生に付託されますから、そのあたりのところを丁寧に説明していただきたいのと、やはり今後こういうふうな事案がまだまだ前回の調査表を見ても出てくる可能性があるかと。

前回、副市長は全てが終わった後で行政責任を明らかにすると言われましたけれども、1件1件こういうものを提出するに当たって、やはり当然今回でいいますと271万円という金額の公費が本来は市に入ってこなければならぬものをわざわざ放棄をして議会にも認めてくださいというふうな手続をとらざるを得ないほど重要な案件なんですね。ですから、当然、今回のケース、また次々と出てくるケース、それが全て片づいてから最終的な行政責任をとるというのでは、あまりにも私は甘過ぎると思うんですよ。

ですから、現市長に責任がある問題ではないかもしれませんが、でも、この間、宍粟市になってからでも、7年間全く何もされていない、7年間の空白期間がある、こういうふうなことになっておるわけですから、こういうものを提案するに当たっては行政責任、前のし尿券の問題ではあくまで任意でありましたけれども、その市が損害を受けた分については任意に賠償しましょうということで、幾分かの協力者もあって賠償された経緯もあります。そういう問題と比べても、この問題は引けをとるものでもないわけですから、やはり1件1件、この公費負担を免

除するわけでありますから、それに伴って行政側としてどういう責任をとるとかということは明らかにした上で、この議案というのは出していただかないと、私は納得できるもんじゃないんじゃないかなというふうに思いますが、市長はどのように考えられますか。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 冒頭申されました契約書の写しでございますとか、経過を整理したもの、これはまた担当部局のほうから書類をつくって提出して説明をしたいと。

最後に申されました責任の問題でございますが、どんな債権におきましても債務者の死亡でありますとか、また連帯保証人の相続放棄、いろいろな事情がございます、債権をやむを得なく放棄しなければならないというような状況がございます。

ただ、今回、その点について、その時々迅速かつ適切な事務処理を行ったかどうか、そういった評価については、いろいろと判断があるかと思います。しかしながら、現在の状況から申し上げますと、今、1件1件整理をしております事務処理を的確に少しでも早く処理をすることによりまして、議会の皆さん方に状況を明らかにして、そしてまた債権の整理をする、このことも大きな行政の責任とする一つの義務ではないかなと思っております。言われております責任と少し違うかもしれませんが、今はそれに全てを尽くして、少しでも早く処理をするということが我々が今担当する者の責任だろうというふうに思っております。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） それは現在担当されている方は、私も以前も申し上げておりましたから、いつまでもこういう問題を放置するのではなくて、どうしても処理できないものについては不納欠損処理とか債権放棄もする事例もあるでしょうということで、そういう処理を進めてくださいというふうなことはずっと申し上げてきたと思います。

それで、やっと処理が進んできたことはいいんですけども、ただ、あくまで行政として、こういうふうな事態に至らしめた責任というのは免れるものじゃないと思うんですね。例えば先ほども言いました前回資料が出されましたケースでいいますと、昭和57年1月11日に滞納債務者一斉呼び出しをしたけれども、応答なし、その後丸々5年間あいて昭和63年5月13日に有田弁護士に協議とあるんですよ。その5年間、何をされておったかということですよ。そういうふうな個々の本来その時

点で対応しておれば、このような債権放棄の議案を出さなくて済むような事例なんですよ。ですから、その時点での責任というのは誰が負われるのか。少なくとも市長としてこのような事態に至った経緯については陳謝するとか、そういうふうなことをした上で、こういう議案というのは恐らく次々出てくるでしょう。次々出てくるでしょうけども、そういう陳謝をした上でこういうものは出してやるべきじゃないんですか。でなければ、ただ単に、今までの事務的ないろいろな適切でない対応というのを認めることになってしまうわけですね。そういう意味では、今の現在の市長には責任ないかもしれませんが、宍粟市を代表する方として、こういうふうな議案を提案する際には、宍粟市の代表として市民に対して陳謝をした上で、申しわけありませんでしたと、そういう意味で提案してこなければ、私はいけないと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま私たちが最大努力するというのは、先ほど副市長が申し上げたとおり、長年こういったことを放置しておって、私はできるだけ全てのことに對して明確に処理をしてオープンにする中で、こういった議論を深めていく、この役割が私にあるだろうと、このように認識しております。

ただ、これまでの長い経過の中で、その時々にはいろいろ御努力はなされたと、こう思うわけでありますが、私個人としては、こういった債権の放棄、あるいは不納欠損を含めて大変市民の皆さんには申しわけないと、こういう気持ちは当然あるわけでありまして、したがって、そういうことも含めまして、今後においてはより明確に的確な対応に努めていきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第21号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、民生生活常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第21号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第20 第22号議案～第23号議案

議長（岸本義明君） 日程第20、第22号議案、平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しについてから第23号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業に係

る事務費の賦課総額及び賦課単価についてまでの2議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 第22号議案、平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩し及び第23号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第22号議案、平成25年度損害防止事業実施に伴う特別積立金の取崩しにつきましては、農業共済事業の損害防止事業の費用に特別積立金を充てる場合は、農業共済条例第155条第6項の規定により議会の議決が必要となります。

今回の提案の内容は、平成25年度の家畜共済の損害防止事業におきまして、多発疾病に対しての未然防止や被害率の軽減に繋がる予防衛生措置として薬剤の配付を実施しましたが、この費用の財源としておりました、県農業共済組合連合会からの損害防止事業助成金が平成24年度で廃止されましたので、この事業費全額に対し特別積立金を充当するものであります。

続きまして、第23号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきましては、農業共済条例第5条第1項の規定により、兵庫県農業共済連合会からの賦課金を含めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を共済加入農家に対し賦課することとなります。

今回提案しております平成26年度当初予算に基づき算定した結果、主なものでは、水稻では賦課総額を271万2,000円、賦課単価を共済金額1万円当たり40円とし、肥育牛等では、賦課総額を82万円、賦課単価を共済金額1万円当たり50円とし、大豆では、賦課総額を30万7,000円、賦課単価を共済金額1万円当たり50円とする予定としております。

以上、2議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げました。原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております第22号議案から第23号議案までの2議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第22号議案から第23号議案までの2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第21 第24号議案～第28号議案

議長(岸本義明君) 日程第21、第24号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)から第28号議案、平成25年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)までの5議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第24号議案から第28号議案までの補正予算5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成25年度の予算を執行してまいりました各種事務事業につきまして、事業費等の確定により財源を含めた整理及び年度内の完了が困難な事業の繰越明許費などを計上しております。

それでは、議案ごとの概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第24号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第4号)につきましては、補正総額で9,047万円を増額し、補正後の総額を231億8,874万9,000円としているものであります。

まず、歳出の主なものとして、総務費では、勸奨退職に伴う退職手当組合特別負担金の増額、ホームページ更新業務委託料や防犯灯LED化工事費、各種選挙費を事業の確定により減額し、また、公共施設再編基本設計業務委託料につきましては、次年度において市民の意見を交えながら計画していくこととし、全額減額を行っております。

次に、民生費では、老人保護措置費を実績見込みにより減額するとともに、外出支援サービス委託料や老人医療助成費を利用者や医療費の増により増額するほか、国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計におけるシステム改修費について繰出金の増額を行っております。

次に、衛生費では、各種健診委託料や予防接種委託料を受診者数の確定や接種者数の見込みにより減額しております。

次に、農林水産業費では、有害鳥獣捕獲事業について、県事業費の確定に伴い減額するとともに、宇原・安賀地区における県営ほ場整備事業については、県事業費



の増額により負担金を追加しております。また、地籍調査事業につきましては、入札減により委託料の減額を行っております。

次に、土木費では、国の補正にあわせ橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料を追加計上しております。

次に、消防費では、消防団員の退職報償金等の確定により減額しております。

教育費では、国の補正等にあわせ小中学校の屋体改修工事を追加するとともに、スポニックパーク一宮指定管理料を電気代の精査により追加するほか、事業の精査をしております。

災害復旧費では、治山事業につきまして入札減等により精査を行っております。

最後に、公債費では、後年度の財政負担軽減のため、今年度実施する繰上償還金を追加で計上しております。

一方で、これら歳出の財源となります歳入の主なものとしまして、普通交付税では、昨年7月の普通交付税額決定時に国の総額調整として減額されていた調整額の復活に伴う追加、分担金及び負担金では、農林関係の歳出事業にあわせまして受益者負担金を整理しております。

国庫支出金につきましては、事業費確定による補助金の精査及び国の補正によります橋梁長寿命化修繕計画策定事業や小中学校屋体改修工事に係る学校施設環境改善交付金を交付不見込み額により計上しております。

県支出金について、地籍調査事業や選挙費委託金など、各種事務事業の確定によりそれぞれの増減を行っております。

また、財産収入では、一宮町安積地内における宅地売り払いによる土地売払収入などを実績により増額するとともに、寄付金もふるさとづくり寄付金を実績により追加し、諸収入では、防犯灯LED化事業に係る自治会協力金を実績により減額するなど、精査をしております。

さらに、市債においては、国補正による小中学校屋体改修事業に係る地方債を増額するなど、本年度の起債発行に必要な許可が受けられるよう精査しております。

なお、予算計上している事業で年度内に完成する見込みが立たない12事業につきまして、繰越明許費を追加、1事業については事業費の変更をしております。

第25号議案、平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、高齢者の負担割合の変更等に伴うシステム改修経費を計上し、これらの財源として歳入では一般会計繰入金を計上した結果、歳入歳出それぞれ88万2,000円を増額し、補正予算後の総額を48億1,723万7,000円としておりま

す。

次に、第26号議案、平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、消費税率改正に伴うシステム改修経費を計上し、これらの財源として歳入では国庫支出金及び一般会計繰入金を計上し、歳入歳出それぞれ203万7,000円を増額し、補正後の総額を43億2,257万3,000円としております。

次に、第27号議案、平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、波賀町斉木・馬橋水管橋移設事業を関連する県河川改修事業にあわせ繰越明許費としております。

最後に、第28号議案、平成25年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一宮町安積地内において関連する県砂防事業の発注が遅れ、下水道管の移設が年度内に完成しない見込みであるため、繰越明許費としております。

以上、補正予算5議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げましたが、冒頭で申し上げましたとおり、今回の補正は主に当該年度事業費の確定等による精査、平成25年度（後刻訂正発言あり）への繰越明許費及び国の補正にあわせ予算措置を講じているものでありますので、原案に御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。一般会計の4ページのところで繰越明許費の補正があるんですけども、繰越明許費については、本来予算単年度主義からいいますと、あくまで例外規定で規定されているものであります。でも、最近この時期に大変繰越明許費が多くて、国の補正予算なんかの関係もあって、いたし方ないという部分もあるんですけども、必ずしもそうは言えない、ただ単に事務事業の遅れ等が原因という場合もあると思いますので、それぞれの事業について、どういう理由で繰越明許費に計上しなければならなかったのか、理由を説明していただきたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 答弁を求めます。

参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、一般会計補正予算におきます繰越

明許費につきまして、お答えいたします。

今回、繰越明許費に上げておりますのが12事業を追加しておりますのと、1事業の変更ということで、合計13件を上げさせていただいております。その内訳を分析してみますと、国とか県の補正予算等の関連で繰り越しとなるもの、これは国の補正予算が成立いたしまして、来年度に予定していたものを前倒しして発注する必要が出てきたものや、県の事業が進捗が遅れておりまして、県が来年度に繰り越しをするという中で、市もあわせて繰り越しをするといったもの、そういったものが7事業となっております。

それから、消費税の引き上げの影響で、建設事業の増加が伴っておりまして、人手不足ということで、入札不調に終わったものが3事業でございます。

それから、用地取得等地権者との交渉に時間を要したものなどによりまして、年度内の完了が見込めないもの、これらが3事業という形になっております。

いずれにいたしましても、予算計上した事業につきましては、基本的には年度内完了が原則ということでございます。国県の補正予算絡みの部分はある程度やむを得ない部分があるかと思っておりますけれども、入札不調、用地交渉等地権者との交渉の関係、これらにつきましては早期の発注、早期完了をとることで適正な進行管理を図っていく必要があるかと思っております。今後、繰り越しが増えないように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第24号議案から第28号議案までの5議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

何か、市長。

どうぞ、市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほど補正予算の提案理由の御説明を申し上げたところで大変申しわけありません。繰越明許について平成25年度への繰り越しということで申し上げたと思うんですが、訂正をさせていただいて、平成26年度への繰越明許費と、

申しわけありません、そのように訂正をお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） わかりました。

以上で、第24号議案から第28号議案までの5議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時21分休憩

---

午後 2時40分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第22 第29号議案～第39号議案

議長（岸本義明君） 日程第22、第29号議案、平成26年度宍粟市一般会計予算から第39号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 平成26年度予算の審議をお願いするに当たりまして、関係する議案の提案理由を兼ねまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げながら、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと、このように考えております。

昨年5月、市民の皆様の負託を受け、初めての予算の編成となりました。この間、市民の皆さんとの対話を重視し取り組んでまいりましたが、その中で公約等でも訴えてきておりましたが、地域の元気、そして輝きのあるまちを目指した市政運営が、さらにまたその対話を通じて市民が今住んでいる地域を大切に思う心がひしひしと伝わり、我がふるさと宍粟をより発展させなくてはならないということについて痛感をいたしたところであります。

これらの実現への第一歩であり、宍粟市もいよいよ次のステージへと移行しなくてはならない合併10年目を迎える平成26年度予算につきましては、人口減対策や地域資源を生かした新たな産業振興策、スポーツ立市に向けた施策展開など、行政が主体性を発揮し、市民の皆さんと知恵を出し合い、地域が生き生きとし、明日への希望が持てるまちづくりに向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

「このまちに住んでよかった」、「住み続けたい」、あるいは「住んでみたい」と実感できるまちづくりを進めるために、さらに、ふるさと意識の醸成や安心・安全なまちであることはもちろん、市民が健康で生き生きと暮らし、地域、経済、産業などあらゆる分野において活力があることが大切であると考えております。

そのためには、行政はもちろん、地域が自ら、あるいは行政とともに明日の宍粟を考え、その実現のために必要な支援を行っていくことはもちろんのこと、交流人口の増加や定住促進に向けて、「いきいきとした地域の創造」に取り組み、魅力あるまちづくりを進めていかなければなりません。そのため、平成26年度は合併による普通交付税の優遇措置の段階的縮減が始まる平成28年度以降を見据え、将来にわたって持続可能で自立した個性豊かな地域づくりへのきっかけとして、「地域創造枠事業」を創設し、今やらなければならないものに集中し、生き生きとした地域の創造を目指してまいります。

それでは、総合計画の六つの柱に沿って、平成26年度の主な施策を御説明いたします。

まず、「人と人、人と自然にやさしいまちづくり」につきましては、宍粟市の自然資源を最大限活用し、人と自然が共生できる社会の構築、循環型社会の形成を目指して施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとし、小水力発電事業への支援をはじめ引き続き防犯等のLED化、太陽光発電、木質ペレットストーブなどのグリーンエネルギーの導入を進め、エネルギー自給率70%の達成に向け、取り組んでいきます。

また、千町拠点エリアの整備と多種多様な自然資源を活用したエコツーリズムの推進、森林整備のための森林経営計画作成費用の助成、林地残材の木質バイオマス発電事業への搬出などを積極的に進めるとともに、「みんなで創る夢の小径事業」として、かわまちづくり事業と一体化した水辺空間づくりに取り組みます。

次に、「活力のある産業が支える豊かなまちづくり」につきましては、観光の振興として姫路市内のみゆき通りの一角に新たに「ふるさと宍粟PR館（仮称）」を設置し、宍粟市の特産品、地酒、農産物などをPR、販売することで交流人口の増加を目指します。また、大河ドラマ「軍師官兵衛」や播磨国風土記編さん1300年、宍粟立藩400年をまちおこしの好機として旅行業者と連携しツアーを実施するなど、観光客の受け入れや市民の皆さんのふるさと意識醸成の仕組みを構築していきます。

さらに、ちくさ湿原等の拡充整備、篠ノ丸城跡登山道のもみじ植栽等観光地の育成にも努めるとともに、県内初となる森林セラピーの認定に取り組んでおり、健康

増進や森林資源のブランド化を図るとともに、観光資源に繋がりを持たせ、リピーターの確保、地域の活性化に繋げていきます。

農業施策については、地産地消推進事業として、新たにファームマイレージや「畑の教科書」の作成に取り組むほか、宍粟での定住及び就農を目指した就農研修を実施し、空き家の利活用も含めた田舎暮らし体験に取り組みます。

林業施策では、林業担い手育成対策事業として、林業事業者が採用する新規雇用の研修費用の一部を助成するほか、宍粟材の販路拡大のための展示会出展などを支援する「宍粟材普及促進支援事業」の創設や森林整備の推進のため、森林管理100%作戦推進事業の対象を拡大し、森林の公益的機能の向上に向け林地残材の利活用も推進していきます。

商工業振興では、6次産業化推進事業の第一歩として特産品レシピの開発や産品開発など各種団体間で連携する仕組みと販路拡大を検討します。また、産業立地促進条例を改正し、県内でもトップクラスの支援策を整備し、企業誘致ガイドブックを作成することで企業誘致に積極的に取り組み、雇用の場の拡大に向けた施策を展開いたします。

次に、「健康と福祉を育てる安心のまちづくり」につきましては、まず、急速な少子化及び過疎化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化などを捉え、子育て事業に対応した子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、新たに5歳児健診を開始し、発達障害などの早期発見による発達相談等、就学に向けての支援に取り組み、妊娠から出産、子育てへの連続した少子化対策の推進として不育症治療、特定不妊治療及び妊婦健診に係る助成と中学生以下に対する通院、入院医療費の自己負担額について全額助成を継続します。

また、高齢者福祉対策として新たに高齢者の健康、運動、介護予防、交流の場の創設などを目的とした「いきいき百歳体操」を実施するシルバーパワーアップ事業に取り組むとともに、第6期介護保険事業計画の策定を行います。

障害者福祉では、第4期障害福祉計画を策定するとともに、サービス利用計画を作成する相談支援事業所を市で運営するとともに、障害者（児）の社会参加促進を念頭に、総合的な障害者福祉施策に取り組みます。

外出支援サービスについては、段階的に見直しを行い、持続可能で利便性の高いものとするため、公共交通体系の整備とあわせ、そのあり方と方策を決定いたします。

医師確保については、トップセールスを含めて徐々に明るい兆しが見え始めてお

ります。本年4月から新たに常勤、非常勤を合わせ7名の医師を招聘し、さらに6月にも1名増員となる予定であります。外来及び手術日数の増加など、充実していく見込みであります。今後も基幹型臨床研修病院の周知、後期研修医の指導体制の整備、大阪医科大学をはじめとする関係機関への招聘要請など努力を重ねるとともに、奨学金制度や新たに開設する院内託児所など、環境を整え、引き続き医師確保等に取り組んでいきます。

次、「人の生きがいや個性的な文化を育てるまちづくり」については、まず、いじめの早期発見と未然防止のための取り組みや重大事案が発生した際に、迅速な対応をするため、いじめ防止基本方針の作成に取り組めます。また、特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応を行うため、特別支援員に加え新たに指導主事を配置します。

学校規模適正化、幼保一元化については、山崎西小学校、波賀小学校校舎等改修事業、千種中学校区の認定こども園の建設及び戸原小学校区での認定こども園の設計に着手するとともに、耐震補強・改修工事として千種中学校の校舎を改修いたします。

また、学力面では、「全国学力状況調査」をもとに学力検討委員会での分析等を踏まえ、確かな学力育成プランを推進するとともに、体力面では、児童生徒の体力や運動能力の向上に取り組めます。

社会教育、スポーツ施策では、まず、千種中学校区の認定こども園に併設する図書館を建設するほか、既に条例改正をしております高齢者等のスポーツ施設使用料金免除や学生合宿助成を小学生まで拡大するなど、健康増進や地域スポーツの振興などを進めてまいります。

人権施策関連では、市民一人一人が人権意識を高めるための人権教育と啓発を行うとともに人権推進アドバイザー事業や「いきいき地域づくり事業」等に引き続き取り組めます。

次に、「快適な生活と交流を支える活力あるまちづくり」につきましては、まず、災害に強いまちづくりを進めるため、宍粟市防災計画及びハザードマップの改訂を行います。

さらに、集落間の通学路には防犯灯の設置を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりをさらに推進するとともに、西はりま消防組合が平成26年度から2カ年で実施する消防無線デジタル化経費の負担を行います。

消費者行政については、引き続き専門相談員を配置し、消費者団体との連携も含

め総合的な相談と被害の防止を図ります。

道路網の整備では、通学路の安全確保、不通区域や幅員狭小箇所などの計画的整備や孤立集落の防止に向けた迂回路など、防災機能を含めた道路の整備に取り組み、新設改良から予防修繕や事前補修による耐用年数長期化を図る長寿命化へ方向をシフトし、計画的に取り組んでいくとともに、新たに自治会が管理する里道・水路の修繕への支援制度を創設いたします。

上下水道施策では、簡易水道会計を水道事業会計へ統合するとともに、老朽管遠方監視システム・集中監視システムの更新、さらに安定した水道水の供給のため上寺浄水場第2期改良工事を進めます。

上水道・下水道料金については、料金体系の統一と引き下げを本定例会に上程をいたしておりますが、改定により料金が大きく増額する場合は、激変緩和対策として助成制度などを設け、段階的に新料金体系へ移行することといたしております。

次に、「住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり」についてですが、戦略的に情報発信する有効な手法について、広報・広聴戦略プランを策定するとともに、広報誌及びホームページを活用したまちづくり団体との情報発信コーナーを設置いたします。

また、ふるさと納税の手続を簡易にし、納税しやすい環境を整え、ふるさと産物の特産品を贈るなど、特産品の振興を推進していきます。

さらに、老朽化が進む公共施設の更新の検討とあわせ、施設や機能の集約化の方針を策定いたします。

まちづくりの基礎となる総合計画につきましては、平成27年度中の計画策定に向けて計画的に進めていくとともに、第3次行政改革大綱の策定に着手し、普通交付税の一本算定を見据えた中長期的な財政見通しによる効率的な行政運営を目指します。

以上が主な事業となりますが、予算概要及び主要施策の説明書にもお示しいたしておりますとおり、今やらなければならない施策を選択し、重点化した予算編成に努めております。

結果、当初予算額は一般会計で236億4,000万円と、前年度に対して7.2%増となりますが、平成25年度当初予算は国の大型補正により、平成24年度に前倒しして補正計上したこと、加えて消費税の増額見込み分や臨時福祉給付金等を計上していることを考えますと、実質的には減額予算になっていると考えております。

また、将来の財政健全化を見据え、4年連続して財政調整基金の取り崩しは行わ



ないこととし、さらに昨年に引き続き2億7,000万円の任意の繰上償還分を計上しております。この結果、平成26年度決算では、実質公債費比率は15.8%となる見込みで、その他の指標も含め財政健全化に向け、着実な取り組みを展開していると考えております。

以上、予算の提案説明も兼ねましたが、平成26年度の市政運営に係る施策の概要についても申し上げました。さまざまな行政課題に果敢に取り組む中で、将来の健全な行財政運営のために守るべきものは守る中で、市の活性化を目指した責任ある予算であると思っております。

議員各位におかれましては、格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の所信とあわせて提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。  
議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月4日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時58分 散会）